

「成長力強化への早期実施策」 実施状況（5月末時点）について

平成20年6月13日

内閣府

「成長力強化への早期実施策」(平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定)の実施状況(5月末時点)について

整理番号	項目	「成長力強化への早期実施策」本文	担当省庁/担当局課	早期実施策としての実施目標	実施状況/今後の予定
1	1. 中小企業の体質強化 ◎中小企業へのIT経営実践・普及の促進	中小企業におけるIT経営の導入を加速的に促進するため、研修事業を倍増して早期実施するとともに、農業まで対象を拡大、IT専門家の派遣等を早期実施する。あわせて中小企業の業種、規模、課題等に応じた最適なIT化をホームページ上で指南する「IT経営ガイド」を実施する(4~6月事業開始)。	◆経済産業省 ・商務情報政策局 情報処理振興課 ・中小企業庁 経営支援部 技術課	・6月を目途に、中小企業等(農業を含む)を対象としたIT経営の実践に必要な知識や手法を取得するための研修会(年間200回程度)や、IT利活用を促進するためのセミナー(全国9地域で展開)を実施。 ・6月末までに、中小企業へのCIO専門家を派遣できる体制を整備する。 ・5月中に、IT経営ガイドを経済産業省ホームページにおいて公開。	【5月末時点での実施状況】 ・IT経営応援隊事業の実施機関(事務局)を公募により選定中(全国事業及び8地域事業では実施機関を選定、このほか1地域事業では公募手続中)。また、事業の早期実施に向け、関係機関と調整中。 ・6月に行うCIO専門家の公募に向けて、現在準備中。 ・IT経営ガイドについては、6月中のホームページ公開を目指し、現在準備中。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・今後、IT経営応援隊事業の実施機関(事務局)の選定を速やかに完了し、6月より事業を早期実施予定。 ・6月末までにCIO専門家を整備し、順次、中小企業へのCIO専門家の派遣を実施する予定。
2	1. 中小企業の体質強化 ◎中小企業へのIT経営実践・普及の促進	財務会計から電子納税申告、給与計算から年金関連申請などを処理できる中小企業向けオンライン版ソフト(ASP・SaaS)を開発し、国のポータルサイトから廉価で提供する(4~6月事業開始)。また、情報開示基準を満たすASP・SaaSの民間認定等を通じ、サービスの普及を図る(4月事業開始)。	◆経済産業省 ・商務情報政策局 情報処理振興課 ◆総務省 ・情報通信政局 情報通信政策課	・6月を目処に、中小企業向けオンライン版ソフト(ASP・SaaS)のアプリケーションや基盤システムを開発する事業者を公募により選定予定。 ・4月中に「ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度」について、地方自治体等に対し周知を図る。	【5月末時点での実施状況】 ・中小企業向けオンライン版ソフト(SaaS)を開発し、国のポータルサイトから廉価で提供する事業の実施機関を公募予定。また、事業の早期実施に向け、関係機関と調整を加速。(経済産業省) ・5月16日に、(財)マルチメディア振興センターによりASP・SaaSサービスの認定を行い、公表済み。(総務省) 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・6月を目処に、中小企業向けオンライン版ソフト(SaaS)のアプリケーションや基盤システムを開発する事業者を公募により選定予定。(経済産業省) ・引き続き、(財)マルチメディア振興センターにおいて、ASP・SaaSサービスの認定を行い公表する予定。(総務省)
3	1. 中小企業の体質強化 ◎中小企業へのIT経営実践・普及の促進	中小企業の社内システムと発注元に応じて多様なEDI(電子データ交換)システムとを接続可能とするため、発注元の独自コードを共通のコードに変換する等の機能を持ったシステムを開発する(6月事業開始)。	◆経済産業省 ・中小企業庁 経営支援部 技術課	・6月末までに、中小企業IT経営革新支援事業を開始する。	【5月末時点での実施状況】 ・中小企業庁において、3月31日~4月30日の間で公募を実施。 ・5月中に書類審査を実施。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・6月事業実施者決定、6月末事業開始の予定。
4	1. 中小企業の体質強化 ◎地域力連携拠点の整備	経験豊富な大企業の退職者、中小企業、農業、大学等が相互に連携し、ITを活用した経営支援や政策金融を始めとする各種支援措置の積極的活用等を通じて、中小企業の経営力向上、新事業展開や事業承継を支援するためのモデル拠点を全国で200から300か所早期整備し、関連施策と併せ上半期から経営指導等が十分実施できる体制を構築する(6月上旬事業開始)。	◆経済産業省 ・中小企業庁 経営支援部 経営支援課	・5月中に実施箇所(300箇所程度)を選定し、事業を開始する。	【5月末時点での実施状況】 ・3月13日から公募を開始し、4月21日に公募を締め切り。5月20日に316機関を地域力連携拠点として採択。5月30日から事業開始。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・既に実施済。
5	1. 中小企業の体質強化 ◎新現役チャレンジプランの推進	新現役(大企業等の退職者及び近く退職を控える層)の有する技術・ノウハウ等を中小企業や地域に活かすため、新現役と中小企業とのマッチングを地域力連携拠点等を通じて全国規模で早期展開する(4月事業開始)。	◆経済産業省 ・中小企業庁 経営支援部 経営支援課	・7月末までに、新現役向け研修を実施。 ・7月末までに、本事業に協力してくれる「企業等パートナー」を募集を開始。	【5月末時点での実施状況】 ・4月1日付けで全国事務局となる独立行政法人中小企業基盤整備機構と業務委託契約を締結し、新現役と中小企業とのマッチングを行う仕組みを整備。同時に40都道府県に地域事務局を整備。5月中に、残りの7県について地域事務局を再公募。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・既に実施済。

「成長力強化への早期実施策」（平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定）の実施状況（5月末時点）について

整理番号	項目	「成長力強化への早期実施策」本文	担当省庁／担当局課	早期実施策としての実施目標	実施状況／今後の予定
6	1. 中小企業の体質強化 ◎中小企業金融の円滑化 ○セーフティネットの拡充	セーフティネット保証の対象業種について、「年度末に向けた中小企業対策について」を踏まえ指定期間を6月末までとした83業種に加え、調査結果を踏まえ、業況の悪化が著しいと判断される15業種を追加指定し、61業種について3月末までとされていた指定期間を6月末まで延長する（4月事業開始）。	◆経済産業省 ・中小企業庁 事業環境部 金融課	・引き続き、セーフティネット保証制度を円滑に実施。	【5月末時点での実施状況】 ・3月25日の官報告示により、業況悪化が著しいと判断される15業種を追加指定し、既存61業種の指定期間を6月末まで延長した（4月1日より適用）。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・引き続き、中小企業金融の円滑化のため、制度的確な運用を図る。
7	1. 中小企業の体質強化 ◎中小企業金融の円滑化 ○セーフティネットの拡充	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしている中小企業の経営の安定を図るため、特別貸付制度「金融環境変化対応資金（セーフティネット貸付）」（国民生活金融公庫等）の貸付限度額を時限的に拡充（別枠3000万円から別枠4000万円へ）する（4月事業開始）。	◆財務省 ・大臣官房 政策金融課 ◆内閣府 ・沖縄振興局参事官 （調査金融担当）	・金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしている中小企業に対する融資を円滑に実施。	【5月末時点での実施状況】 ・4月25日から事業開始済み（国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫）。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・公庫ホームページ、チラシ等を通じて、引き続き、周知を徹底（国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫）。
8	1. 中小企業の体質強化 ◎中小企業金融の円滑化 ○中小企業の創業・第二創業の促進	ベンチャー企業の起業・育成を支援するため、エンジェル投資の活性化に向けた支援策を抜本的に拡充する（4月開始予定）。	◆経済産業省 ・経済産業政策局 新規産業室	・7月末までに、エンジェル税制のパンフレットを全国の税理士約7万人、全国商工会議所516ヶ所に配布し、全国税理士やベンチャー企業支援機関のエンジェル税制の活用を促進する。	【5月末時点での実施状況】 ・エンジェル税制について、全国18ヶ所で説明会を開催。なお、平成20年度税制改正において、エンジェル税制を抜本拡充し、一定の起業初期のベンチャー企業への出資について、寄附金控除を適用する特例措置を創設した。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・7月末までにエンジェル税制のパンフレットを全国の税理士約7万人、全国商工会議所516ヶ所に配布する。
9	1. 中小企業の体質強化 ◎中小企業金融の円滑化 ○中小企業の創業・第二創業の促進	企業に雇用されている従業員等の新規創業の支援を行うため、特別貸付制度「新規創業支援資金」（国民生活金融公庫等）について、勤務要件を時限的に緩和（現行必要な6年以上の勤務経験を3年以上に緩和）する（4月事業開始）。	◆財務省 ・大臣官房 政策金融課 ◆内閣府 ・沖縄振興局参事官 （調査金融担当）	・創業企業に対する融資を円滑に実施。	【5月末時点での実施状況】 ・4月25日から事業開始済み（国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫）。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・公庫ホームページ、チラシ等を通じて、引き続き、周知を徹底（国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫）。
10	1. 中小企業の体質強化 ◎中小企業金融の円滑化 ○中小企業の創業・第二創業の促進	中小企業の経営多角化・事業転換支援のため、特別貸付制度「新事業活動促進資金（第二創業関連）」（国民生活金融公庫、中小企業金融公庫等）の対象者を拡充（現行「第二創業を図る者」に「第二創業後5年以内の者」を追加）する（4月事業開始）。	◆財務省 ・大臣官房 政策金融課 ◆経済産業省 ・中小企業庁 事業環境部 金融課 ◆内閣府 ・沖縄振興局参事官 （調査金融担当）	・第二創業（経営多角化、事業転換）を図る中小企業あるいは第二創業後5年以内の中小企業に対する融資を円滑に実施。	【5月末時点での実施状況】 ・4月25日から事業開始済み（国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫）。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・公庫ホームページ、チラシ等を通じて、引き続き、周知を徹底（国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫）。
11	1. 中小企業の体質強化 ◎中小企業金融の円滑化 ○中小企業の資本強化	新事業や事業再生等に取り組む中小企業を資金面から支援するため、特別貸付制度「挑戦支援資本強化特別制度」（借入れ分を自己資本に組み入れたとみなせる資本的性質を有する劣後ローン）（中小企業金融公庫等）を創設する（4月事業開始）。	◆経済産業省 ・中小企業庁 事業環境部 金融課 ◆内閣府 ・沖縄振興局参事官 （調査金融担当）	・新事業や事業再生等に取り組む中小企業を資金面から支援するための融資を円滑に実施。	【5月末時点での実施状況】 ・4月1日から事業開始済み（中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫）。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・公庫ホームページ等を通じて、引き続き、周知を徹底（中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫）。

「成長力強化への早期実施策」(平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定)の実施状況(5月末時点)について

整理番号	項目	「成長力強化への早期実施策」本文	担当省庁/担当局課	早期実施策としての実施目標	実施状況/今後の予定
12	1. 中小企業の体質強化 ◎中小企業金融の円滑化 ○中小企業の資本強化	資本的性質を有する劣後ローン等を、優先出資や無議決権株と同様、資本として融資先企業の債務者区分を査定できる旨、金融検査マニュアルに記載・運用する(4月適用開始)。	◆金融庁 ・検査局 総務課	・4月以降実施する検査から適用できるように、金融検査マニュアルを改訂するとともに、改訂後のマニュアルに基づき検査を実施。	【5月末時点での実施状況】 ・平成20年2月21日、改訂案のパブリックコメントの募集を開始。3月10日にこれを締め切り、17日に金融検査マニュアルを改訂・公表。4月1日以降を検査実施日とする検査について適用開始。また、4月1日、金融機関の疑問点を解消する観点から、「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)」に本件に関連する質問を追加。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・同マニュアルを用いて検査を実施。
13	1. 中小企業の体質強化 ◎中小企業金融の円滑化 ○金融検査マニュアル別冊【中小企業融資編】の周知	中小企業向け貸出の評価に際しては、赤字や債務超過といった事実のみで判断するのではなく中小企業の特徴を踏まえた経営実態の適切な評価を行うというマニュアル別冊の趣旨について、金融機関の営業現場を含め周知を徹底する(4月以降改めて徹底)。	◆金融庁 ・検査局 総務課	・意見交換会等を通じてマニュアル別冊の趣旨を周知徹底。	【5月末時点での実施状況】 ・各業界団体との意見交換会(※)及び地域における「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」(整理番号15参照)等において、金融機関等に対し要請。 ※4月16日(地銀)、4月17日(第二地銀)、4月21日(主要行)、5月22日(信金)、5月23日(信組)にそれぞれ開催 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・今後も、適宜、金融機関等に対し周知を徹底する。
14	1. 中小企業の体質強化 ◎中小企業金融の円滑化 ○金融検査マニュアル別冊【中小企業融資編】の周知	併せて、中小企業向け説明会を、全国の商工会議所・税理士会等の協力を得て、地域ブロック・自治体単位で実施し、中小企業の資金調達面での活用を支援する(4月以降実施範囲を拡大)。	◆金融庁 ・検査局 総務課	・中小企業向け説明会を全国で随時開催し、マニュアル別冊の趣旨を周知徹底。	【5月末時点での実施状況】 ・各地の商工会議所や法人会等の協力を得て、説明会を昨年12月より180件開催済み。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・引き続き全国で説明会を開催(5月末時点で今後65件の開催を予定)。
15	1. 中小企業の体質強化 ◎中小企業金融の円滑化 ○中小企業の資金需要への十分な配慮	地域における「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」を開催し、金融関係団体へ地域・中小企業金融への十分な配慮を要請する(4月以降速やかに開催)。	◆金融庁 ・監督局 総務課 監督調査室	・5月末までに全国10箇所で開催。	【5月末時点での実施状況】 ・全国10箇所で開催済み。 《4月15日(札幌市)、4月18日(福岡市)、5月9日(金沢市)、5月12日(那覇市)、5月14日(高松市)、5月15日(熊本市)、5月21日(広島市)、5月26日(さいたま市、名古屋市)、5月30日(仙台市)》
16	1. 中小企業の体質強化 ◎中小企業金融の円滑化 ○中小企業の資金需要への十分な配慮	借り手の声を幅広く取り入れる「金融円滑化ホットライン」を実施する(4月予定)。	◆金融庁 ・監督局 総務課 監督調査室 ・総務企画局 政策課 金融サービス利用者相談室	・4月末までに実施。	【5月末時点での実施状況】 ・4月30日に開設。5月末までに33件の情報を受付。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・寄せられた情報等を金融機関にフィードバックするなど、検査・監督に活用する。
17	1. 中小企業の体質強化 ◎中小企業金融の円滑化 ○ミドルリスク・ミドルリターン市場の開拓	ミドルリスク層も含め、不動産担保・個人保証に過度に依存しない動産等を担保とした融資(ABL(Asset Based Lending))の活用を促進する(平成20年度以降、事例集を用いて普及)。	◆金融庁 ・監督局 銀行第二課	・5月末までに順次開催される、地域における「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」等において、事例集を用いて取組みの普及を図る。	【5月末時点での実施状況】 ・地域密着型金融に関する取組み事例集を平成20年3月31日に公表。 ・平成20年4～5月に全国10箇所で開催された、地域における「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」において、事例集を用いて取組みの普及を図った。 ・平成20年4月16日、17日、5月22日、23日に東京都で開催された、「金融機関との意見交換会」において、事例集を用いて取組みの普及を図った。
18	1. 中小企業の体質強化 ◎中小企業金融の円滑化 ○ミドルリスク・ミドルリターン市場の開拓	ABLの実務指針(ABLガイドライン)を策定・公表し、ABLの普及のための環境を整備する(5月予定)。	◆経済産業省 ・経済産業政策局 産業資金課	・5月末頃までにABLガイドラインを策定し、公表する。	【5月末時点での実施状況】 ・ABLガイドラインを策定し、公表した(5月30日)。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・実施目標を達成済み。

「成長力強化への早期実施策」(平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定)の実施状況(5月末時点)について

整理番号	項目	「成長力強化への早期実施策」本文	担当省庁/担当局課	早期実施策としての実施目標	実施状況/今後の予定
19	1. 中小企業の体質強化 ◎中小企業金融の円滑化 ○ミドルリスク・ミドルリターン市場の開拓	信用情報機関の企業情報や、リース会社・貸金業者の保証など、地域金融機関における外部機関の与信審査能力を活用した融資を促進する(平成20年度以降、事例集を用いて普及)。	◆金融庁 ・監督局 銀行第二課	・5月末までに順次開催される、地域における「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」等において、事例集を用いて取組みの普及を図る。	【5月末時点での実施状況】 ・地域密着型金融に関する取組み事例集を平成20年3月31日に公表。 ・平成20年4～5月に全国10箇所で開催された、地域における「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」において、事例集を用いて取組みの普及を図った。 ・平成20年4月16日、17日、5月22日、23日に東京都で開催された、「金融機関との意見交換会」において、事例集を用いて取組みの普及を図った。
20	1. 中小企業の体質強化 ◎中小企業金融の円滑化 ○中小・小規模企業のニーズに対応した資金繰りの円滑化	小規模事業者経営改善資金(マル経)融資制度の拡充等により、担保や保証人に過度に依存しないなど中小・小規模企業のニーズに的確に対応した資金繰り円滑化支援を積極的に推進する(4月事業開始)。	◆経済産業省 ・中小企業庁 事業環境部 金融課	担保や保証人に過度に依存しないなど中小・小規模企業のニーズに的確に対応した資金繰り円滑化支援を積極的に融資を実施。	【5月末時点での実施状況】 ・4月1日より事業開始済み。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・公庫ホームページ等を通じて、引き続き、周知を徹底。
21	1. 中小企業の体質強化 ◎下請適正取引等の推進	「年度末に向けた中小企業対策について」に引き続き、下請代金法・独禁法による取締を強化するとともに、4月1日に全国47都道府県に開設した「下請かけこみ寺」について、リーフレット約30万部の配布等広報に努め、下請取引の相談、下請適正取引ガイドラインの普及啓発等を広く実施するなど、下請適正取引等の推進を徹底する。	◆経済産業省 ・中小企業庁 事業環境部 取引課 ◆公正取引委員会 ・経済取引局取引部 企業取引課	・引き続き、下請代金法及び独禁法違反行為に対し厳正に対処。 ・「下請かけこみ寺」本部及び47都道府県の窓口による下請取引の相談、裁判外紛争解決手続(ADR)によるトラブル解決、下請適正取引ガイドラインの普及啓発を実施。	【5月末時点での実施状況】 ・中小企業庁は、平成20年度より、書面調査件数を昨年度の13万件から17万件へ拡大することとしており、そのための調査に着手済み。 ・公正取引委員会は、平成20年度において、下請事業者の受ける不利益が重大な下請法違反行為に対し5月末時点で4件の勧告を実施。このうち1件は、3月21日の中小企業庁長官からの措置請求に基づき実施。 ・2月20日に物流事業分野における荷主と元請間の取引及び下請取引の不当行為に対する調査を専門に行う「物流調査タスクフォース」を設置。3月28日に物流事業者約3万社に対し調査票を発送し、現在鋭意調査中。 ・3月25日に独占禁止法の不公正な取引方法に係る違反被疑行為に係る情報を効果的に収集し、機動的に調査・処分を行うための公正取引委員会と経済産業省との協力体制を構築。 ・4月1日より、「下請かけこみ寺」本部及び各都道府県の窓口を開設し、下請取引に係る各種相談への対応等を実施。 ・中小企業庁は、3月に下請かけこみ寺に係るリーフレット約30万部を商工会議所、商工会等に配付。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・引き続き、公正取引委員会と経済産業省は連携を図り、下請代金法・独禁法違反行為に対し、厳正に対処するとともに、「下請かけこみ寺」による下請取引の各種相談への対応、下請適正取引ガイドラインの普及啓発等を広く実施するなど、下請適正取引等の推進を徹底する。 ・中小企業庁は、下請かけこみ寺に係る新たなリーフレットを約100万部作成し、6月中旬に、商工会議所、商工会等に配付予定。 ・中小企業庁・公正取引委員会は、6月を下請取引適正化特別推進月間とし、下請取引適正化特別推進講習会を10都市(20会場)にて、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の内容等について周知徹底。 ・中小企業庁は、「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」ベストプラクティス集(改訂版)を12万部作成し、6月中旬に商工会議所、商工会等に配付予定。

「成長力強化への早期実施策」(平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定)の実施状況(5月末時点)について

整理番号	項目	「成長力強化への早期実施策」本文	担当省庁/担当局課	早期実施策としての実施目標	実施状況/今後の予定
22	2. 各産業の体質強化 ◎「先端医療開発特区」の創設	最先端の再生医療、医薬品・医療機器について、重点分野を設定した上で、先端医療研究拠点を中核とした他の研究機関や企業との複合体を選定し、研究資金の特例や規制を担当する厚生労働省・(独)医薬品医療機器総合機構との並行協議等により開発を促進するよう、早急に検討し、実施する。平成20年度は、先行プロジェクトを実施する。	◆厚生労働省 ・医政局 経済課 ・医政局 研究開発振興課 ◆経済産業省 ・製造産業局 ・生物化学産業課 ・商務情報政策局 ・医療・福祉機器産業室 ◆文部科学省 ・高等教育局 医学教育課 ・研究振興局 ・ライフサイエンス課 ・研究振興戦略官 ◆内閣府 ・政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当) 付参事官(ライフサイエンス担当)	平成20年度において、下記の先行プロジェクトを実施。 ・平成20年度夏までに複合体の公募を開始し、速やかに選定。 ・平成21年度以降の研究資金の統合かつ効率的な運用の方策について検討。 ・平成21年度の予算要求において、先端医療開発特区に関連する研究資金の重点化・集中配分、複合体に関連する体制整備、開発段階からの並行協議等を関係府省が連携して検討。	【5月末時点での実施状況】 ・平成20年4月24日に開催された「革新的創薬等のための官民対話」における意見を踏まえ、「先端医療開発特区」の創設に係る基本方針を関係府省で策定し、5月23日に経済財政諮問会議に報告。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・平成20年度夏までに複合体の公募を開始し、速やかに選定する予定。
23	2. 各産業の体質強化 ◎金融資本市場の競争力強化	金融・資本市場競争力強化プランの早期具体化を図る。その際、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」の早期成立に努める。	—	—	・施策の具体的な進捗状況については以下の通り。
24	2. 各産業の体質強化 ◎金融資本市場の競争力強化 ○金融商品の多様化	金等の商品を直接組み入れたETF(上場投資信託)の組成を可能とする(金融商品取引法等の一部改正)。	◆金融庁 ・総務企画局 市場課 ◆経済産業省 ・商務情報政策局 ・商務流通G 商務課 ◆農林水産省 ・総合食料局 ・商品取引監理官	・「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」の早期成立に努める。	【5月末時点での実施状況】 ・「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」について、平成20年5月27日衆議院にて可決。現在、参議院にて審議中。
25	2. 各産業の体質強化 ◎金融資本市場の競争力強化 ○金融商品の多様化	現物抛出型ETFの対象株価指数の個別列挙方式を見直すとともに、その投資対象を株式以外の有価証券にも拡大する(6月を目途に政令・府令等改正)。	◆金融庁 ・総務企画局 市場課	・本年6月を目途に政令・府令等を改正。	【5月末時点での実施状況】 ・平成20年5月9日から6月9日まで、政令・府令等の改正案についてパブリック・コメントを実施中。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・パブリック・コメントの結果を踏まえ、速やかに政令・府令等の改正を行うべく検討を進める。
26	2. 各産業の体質強化 ◎金融資本市場の競争力強化 ○金融商品の多様化	J-REIT(不動産投資信託)への海外不動産の組入れを可能とする。	◆金融庁 ・総務企画局 市場課 ◆国土交通省 ・総合政策局 不動産業課 ・土地・水資源局 ・地価調査課	・J-REITへの海外不動産の組入れを可能とするため、取引所からの上場規則の改正に係る認可の申請には、適切に対処。	【5月末時点での実施状況】 ・平成20年5月9日、J-REITへの海外不動産の組入れに係る東京証券取引所からの上場規則の改正申請を認可(当該規則は、5月12日より施行)。
27	2. 各産業の体質強化 ◎金融資本市場の競争力強化 ○英文開示有価証券の対象拡大	現在、外国ETFに限られている英文開示の対象有価証券を、外国会社等が発行する全ての有価証券に拡大する(5月を目途に政令・府令改正)。	◆金融庁 ・総務企画局 企業開示課	・本年5月を目途に政令・府令改正。	【5月末時点での実施状況】 ・平成20年5月28日に改正法の適用日に関する政令、30日に改正府令を公布。6月1日より施行。

「成長力強化への早期実施策」(平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定)の実施状況(5月末時点)について

整理番号	項目	「成長力強化への早期実施策」本文	担当省庁/担当局課	早期実施策としての実施目標	実施状況/今後の予定
28	2. 各産業の体質強化 ◎金融資本市場の競争力強化 ◎海外ファンドマネージャーの誘致	我が国市場で投資を行う海外投資家が、国内のファンドマネージャーと投資一任契約を締結する際、両者が独立した関係にあるときには、当該海外投資家が受け取る運用益について、本邦での確定申告の義務がないことを明確化する(事例等を用いた周知)。	◆金融庁 ・総務企画局 市場課 ◆財務省 ・主税局 参事官室 ◆国税庁 ・課税部 法人課税課 ・調査査察部 調査課	・可能な限り早期に、我が国市場で投資を行う海外投資家が、国内のファンドマネージャーと投資一任契約を締結する際の両者の独立性についての基本的な考え方を盛り込んだ事例集を公表する。	【5月末時点での実施状況】 ・平成20年度の税制改正において、恒久的施設とされる代理人等の範囲から独立の地位を有する代理人等を除くこととされた。 ・我が国市場で投資を行う海外投資家が、国内のファンドマネージャーと投資一任契約を締結する際の両者の独立性についての基本的な考え方を盛り込んだ事例集の作成を進めているところ。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・引き続き、我が国市場で投資を行う海外投資家が、国内のファンドマネージャーと投資一任契約を締結する際の両者の独立性についての基本的な考え方を盛り込んだ事例集の作成を進める。
29	2. 各産業の体質強化 ◎金融資本市場の競争力強化 ◎プロによる取引の活発化	内外企業等の資金調達機会の拡大及び我が国金融・資本市場の魅力向上のため、直接の参加者をプロに限定した自由度の高い市場の枠組みを構築する(金融商品取引法等の一部改正)。また、適格機関投資家制度について、届出機会を年4回に拡大する(5月を目途に府令改正)。	◆金融庁 ・総務企画局 市場課 ・総務企画局 企業開示課	・直接の参加者をプロに限定した自由度の高い市場の枠組みの構築に関し、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」の早期成立に努める。 ・適格機関投資家制度に関し、本年5月を目途に府令改正。	【5月末時点での実施状況】 ・直接の参加者をプロに限定した自由度の高い市場の枠組みの構築に関し、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」について、平成20年5月27日衆議院にて可決。現在、参議院にて審議中。 ・適格機関投資家制度に関し、平成20年4月28日に改正府令を公布、5月1日より施行。
30	2. 各産業の体質強化 ◎金融資本市場の競争力強化 ◎金融商品取引所及び銀行グループ等の業務範囲の拡大	金融商品取引所による排出量取引市場の開設を可能とするともに、商品現物取引・排出量取引等について銀行グループ等の業務範囲を拡大する(金融商品取引法等の一部改正)。	◆金融庁 ・総務企画局 市場課 ・総務企画局 企画課 信用制度参事官室	・「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」の早期成立に努める。	【5月末時点での実施状況】 ・「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」について、平成20年5月27日衆議院にて可決。現在、参議院にて審議中。
31	2. 各産業の体質強化 ◎金融資本市場の競争力強化 ◎金融商品取引法における課徴金制度の拡充	公正・透明で信頼性のある市場を構築するため、金融商品取引法上の課徴金制度について、金額水準の引上げ及び対象範囲の拡大等を行う(金融商品取引法等の一部改正)。	◆金融庁 ・総務企画局 市場課	・「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」の早期成立に努める。	【5月末時点での実施状況】 ・「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」について、平成20年5月27日衆議院にて可決。現在、参議院にて審議中。
32	2. 各産業の体質強化 ◎クリエイティブ産業の発信力強化	世界最高峰のデザインイベントである「ミラノ・サローネ」(4月)における「日本展」の開催、カンヌ映画祭(5月下旬)におけるジャパンコンテンツ発信拠点の設置、各地域のコンテンツクリエイターとコンテンツ関係者が結集する地域コンテンツフォーラムの開催(6月から開始し、継続的に各地で開催)、日中韓を中心とするアジア諸国の一流のCGクリエイターと政府関係者によるアジアCGサミットの開催(6月下旬、中国)を実施する。	◆経済産業省 ・製造産業局 日用品室 ・商務情報政策局 文化情報関連産業課	・本年の「ミラノ・サローネ(国際家具見本市)」で、我が国の優れた家具を展示する「日本展」を開催する。 ・カンヌ映画祭(5月中旬)におけるジャパンコンテンツ発信拠点を設置するほか、「アジアCGサミット」や「地域コンテンツフォーラム」を開催(上半期に2回開催)する。	【5月末時点での実施状況】 ・4月16日～21日に開催された「ミラノ・サローネ(国際家具見本市)」において「日本展」の開催を実現。 ・カンヌ映画祭(5月中旬)におけるジャパンコンテンツ発信拠点の設置、各地域のコンテンツクリエイターとコンテンツ関係者が結集する地域コンテンツフォーラムの開催(6月から開始し、継続的に各地で開催)、日中韓を中心とするアジア諸国の一流のCGクリエイターと政府関係者によるアジアCGサミットの開催(6月下旬、中国)の準備に着手。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・5月にカンヌ映画祭におけるジャパンブースの設置を実施したほか、地域コンテンツフォーラムの第1回を6月13日に沖縄で開催することを決定。また、9月に第2回地域コンテンツフォーラムを富山にて開催予定。

「成長力強化への早期実施策」(平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定)の実施状況(5月末時点)について

整理番号	項目	「成長力強化への早期実施策」本文	担当省庁/担当局課	早期実施策としての実施目標	実施状況/今後の予定
33	2. 各産業の体質強化 ◎サービス産業の生産性向上	業種別の生産性向上のための課題を抽出し、4月中に業種別生産性向上プログラムを策定する。特に生産性の向上が必要な分野について、産業活力再生特別措置法に基づく事業分野別指針を4月から6月を目途に策定する。 ※小売、情報サービス、商社、研究開発サービス、認証サービス、業務プロセス・アウトソーシング、プラント・エンジニアリング、プラント・メンテナンス、環境サービスサイジング、対個人サービス、自動車小売	◆経済産業省 ・経済産業政策局 産業再生課	・4月中に、業種別生産性向上プログラムを策定する。 ・4月から6月を目途に、特に生産性の向上が必要な分野について産業活力再生特別措置法に基づく事業分野別指針を策定する。	【5月末時点での実施状況】 ・4月30日に、業種別生産性向上プログラムを公表した。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・特に生産性の向上が必要な分野について、6月を目途に、事業分野別指針を策定する。
34	2. 各産業の体質強化 ◎物流コスト引下げに向けた取組の推進	貿易手続の効率化のため、税関の臨時開庁手数料を廃止し手続きを簡素化、AEO制度の対象を拡大、さらに、輸出入等関連システムを統合するとともに輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社を設立するなど貿易手続改革プログラムを早期に実施する。	◆財務省 ・関税局 業務課 ・関税局 総務課事務管理室	・AEO制度等に関する説明会を全国で開催するなど、引き続き制度の周知と円滑な実施に努める。 ・平成20年10月の通関情報処理システム(NACCS)と国土交通省の港湾EDIとの統合に加え、その他の関係省庁の輸出入等関連情報システムの一体的運営を通じて、更なるシステムの統合を図る。 ・平成20年10月1日に輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社を設立する。	【5月末時点での実施状況】 ・臨時開庁手数料の廃止、手続の簡素化及びAEO制度の対象拡大等の措置を盛り込んだ「関税率法等の一部を改正する法律」が本年3月31日に成立し、4月1日より施行されたところ。また、これらの措置について速やかに税関ホームページに掲載すること等により対外的な周知を行うとともに、説明会を全国の約40ヶ所で開催するなど円滑な実施に努めている。 ・輸出入等関連システムを統合するとともに、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社を設立するなど貿易手続改革プログラムを早期に実施するために、平成20年2月1日に、第169回通常国会に電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案を提出し、5月23日に成立。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・AEO制度等に関する説明会を開催するほか、各税関の窓口において個別の相談に適切に対応する。 ・NACCSと港湾EDIを平成20年10月に統合するため、システムの開発を含めた準備を行う。 ・輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社を平成20年10月1日に設立するための準備を行う。
35	2. 各産業の体質強化 ◎電子政府に向けた取組の強化	ワンストップ電子行政サービスの実現を目指し、国民本位の電子政府・電子自治体実現のための基本構想を4月中に取りまとめる。引越手続等のワンストップポータル構築のための実証実験を本年度より先行的に開始する。手数料の引下げ、添付書類の削減に向けて、本年度早期に、行政事務の簡素化・効率化等に必要な見直し、点検に着手し、本年度中に取りまとめを行う。	◆内閣官房 ・IT担当室	・国民本位の電子政府・電子自治体実現のための基本構想を盛り込んだIT政策ロードマップ(中間報告)を4月22日の第45回IT戦略本部で取りまとめ。 ・引越手続等のワンストップポータル構築のための実証実験を本年度より先行的に開始。 ・本年度早期に、行政事務の簡素化・効率化等に必要な見直し、点検に着手し、本年度中に取りまとめ。	【5月末時点での実施状況】 ・国民本位の電子政府・電子自治体実現のための基本構想を盛り込んだIT政策ロードマップ(中間報告)を4月22日の第45回IT戦略本部で取りまとめ。 ・引越手続等のワンストップポータル構築のための実証実験のための提案公募を4月7日に開始。 ・手数料の引下げ、添付書類の削減や行政事務の簡素化・効率化等に向けて、4月25日に関係府省に調査依頼を发出。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・IT政策ロードマップを6月を目途に取りまとめる方向で調整を進める。
36	2. 各産業の体質強化 ◎電子政府に向けた取組の強化	年金の記録適正化や業務効率化のため、オンライン申請を推進することとし、添付書類省略等の取組を早期に進め、数値目標を含む行動計画を秋までに策定する。	◆厚生労働省 ・社会保険庁 運営部企画課	・社会保険労務士が提出代行する場合に、事業主の電子証明書の省略(ID・パスワード)について、更に簡便なものとする仕組みの早期実施。	【5月末時点での実施状況】 ・社会保険労務士が提出代行の場合に、事業主の電子証明書の省略(ID・パスワード)について、更に簡便なものとする仕組み(省令改正)のパブリックコメントを実施中。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・社会保険労務士が提出代行の場合に、事業主の電子証明書の省略(ID・パスワード)について、更に簡便なものとする仕組みの早期実施。
37	2. 各産業の体質強化 ◎建設業・住宅産業の体質強化	建設業者の生産性向上を図るため、施工分野から設計・企画分野や維持管理分野等への活動の幅の拡大、現場管理でのIT活用等の先進的取組についてのモデル事業を4月下旬から公募し支援する。	◆国土交通省 ・総合政策局 建設市場整備課	・建設業の生産性向上に資する先進的な取組に関するモデル事業について、4月下旬から公募を開始。 ・7月末までに、モデル事業を選定。	【5月末時点での実施状況】 ・「建設業の新分野進出・経営革新モデル構築支援事業」の公募を4月25日に開始(公募期間:6月13日まで)。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・公募期間終了後、有識者等により構成される審査・選定委員会を開催し、モデル事業を選定。

「成長力強化への早期実施策」(平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定)の実施状況(5月末時点)について

整理番号	項目	「成長力強化への早期実施策」本文	担当省庁/担当局課	早期実施策としての実施目標	実施状況/今後の予定
38	2. 各産業の体質強化 ◎建設業・住宅産業の体質強化	価格と品質で総合的に優れた公共工事の調達を実現する総合評価方式の導入に向け、地方公共団体への支援を4月上旬から行う。	◆国土交通省 ・総合政策局 建設業課	・支援事業の申請のあった地方公共団体に対して、審査の上、速やかに支援を実施。引き続き支援対象の掘り起こしに積極的に取り組む。	【5月末時点での実施状況】 ・4月1日より「総合評価方式等導入支援事業」の募集を開始。 ・4月21日には、国、都道府県、市区町村、建設業界が連携して、地方公共団体における総合評価方式の導入・拡充に取り組むキックオフ会合として、「地方公共団体の総合評価方式導入シンポジウム」を開催。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・引き続き支援事業の募集を行うとともに、順次支援を実施。
39	2. 各産業の体質強化 ◎建設業・住宅産業の体質強化	4月に拡充される耐震改修等に係る補助事業及び融資制度(元金の返済を猶予する高齢者向け返済特例)の活用を通じ、耐震改修を促進する。	◆国土交通省 ・住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 ・住宅局 総務課 民間事業支援調整室	・6月中を目途に住宅・建築物の耐震化に係る制度についてのパンフレットを作成し、地方公共団体に配布。 ・5月中旬に、高齢者向け特例制度についてパンフレットを作成し、配布。	【5月末時点での実施状況】 ・3月下旬に平成20年度の高齢者向け返済特例制度の制度改正事項を住宅金融支援機構のホームページに掲載して案内するとともに、制度改正事項をまとめた周知用チラシを1万部作成し、財団法人高齢者住宅財団を通じて各地方公共団体の住宅部局及び福祉部局等へ配付し、周知を行った。また、5月中旬に平成20年度の制度改正事項を反映させた高齢者向け返済特例制度のパンフレットを16万部作成し、住宅金融支援機構及び財団法人高齢者住宅財団より配布し周知を行っているところである。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・6月中を目途に住宅・建築物の耐震化に係る制度についてのパンフレットを作成し、地方公共団体に配布する予定。6月下旬～7月初旬にかけて各地方整備局において、都道府県及び政令市の担当官と住宅・建築物の耐震化に係る意見交換会を行う予定。
40	2. 各産業の体質強化 ◎建設業・住宅産業の体質強化	4月に支援制度を創設し、長期優良住宅、省エネ改修、耐震改修等に関する講習による技術力向上や、地域の木造住宅関連産業の連携支援等による競争力強化を図る。	◆国土交通省 ・住宅局 住宅生産課	・住宅・建築関係事業者の技術力向上を図るため、7月から順次各都道府県において講習会を実施。 ・地域の木造住宅関連産業の連携支援のための「地域木造住宅市場活性化推進事業」の対象事業を7月中を目途に採択。	【5月末時点での実施状況】 ・住宅・建築関係事業者の技術力向上を図るため、3月31日に設立した「住宅・建築関係事業者支援中央協議会」の活動を4月1日に開始。住宅瑕疵担保履行法に関する講習会について、5月30日から主要都市にて先行的に実施。 ・4月25日に地域の木造住宅関連産業の連携支援のための「地域木造住宅市場活性化推進事業」の公募を開始し、都道府県や事業者団体等に広く周知。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・7月から順次各都道府県において講習会を実施。 ・「地域木造住宅市場活性化推進事業」の公募を6月16日に締切り、支援対象事業を7月中を目途に採択。
41	2. 各産業の体質強化 ◎農林水産業の体質強化 ○競争力強化等に向けた構造改革の促進	新技術・新品種の導入等による高品質・低コスト生産技術を活かした産地モデルの構築、水田・畑作経営に係る交付金支払の前倒し、米から麦、大豆、飼料作物等への転換、非主食用米の低コスト生産技術の確立等を促進する。	◆農林水産省 ・生産局 総務課 生産推進室 生産局 園芸課 生産局 農産振興課 総合食料局 計画課 経営局 経営政策課	・強い農業づくり交付金(産地競争力強化)について、地方農政局等と都道府県の間で成果目標の妥当性についての協議が終了し、交付申請のあったところから、随時、交付決定。 ・加工・業務用需要に対応した野菜産地の育成強化(加工・業務用対応型園芸作物生産流通拡大事業)について、事業主体が加工・業務用野菜の栽培実証試験の公募(二次)(5月予定)を実施するとともに、昨年植え付けし、5～6月に収穫を迎えるキャベツ及びタマネギの実証試験の成果についての現地検討会を開催。	【5月末時点での実施状況】 ・強い農業づくり交付金(産地競争力強化)について、(産地競争力強化)平成20年度の配分を4月1日付けで地方農政局等に割当。現在、地方農政局等と都道府県の間で成果目標の妥当性についての協議中(3地方農政局等で協議終了)。 ・加工・業務用需要に対応した野菜産地の育成強化(加工・業務用対応型園芸作物生産流通拡大事業)について、事業主体が、加工・業務用野菜の栽培実証試験の公募を実施(第一・二次)。第一次公募分は、実証試験を実施中。また、昨年度実施したキャベツの試験成果についての現地検討会を開催(4月～5月:鹿児島県、千葉県、滋賀県)。 ・平成20年2月20日付けで水田・畑作経営所得安定対策実施要領を改正し、交付金の早期支払いが可能となるよう措置。4月より交付申請の受付を開始。5月より収入減少影響緩和交付金の交付を開始。 ・米から麦、大豆、飼料作物等への転換、非主食用米の低コスト生産技術の確立等の取組を行う農業者に対し、平成20年3月に都道府県協議会に交付した資金を活用し、支援を実施。 ・新技術・新品種の活用等により、革新的な営農モデルの構築を図る生産性限界打破事業について、現在、対象地区の選定を実施中。

「成長力強化への早期実施策」(平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定)の実施状況(5月末時点)について

整理番号	項目	「成長力強化への早期実施策」本文	担当省庁/担当局課	早期実施策としての実施目標	実施状況/今後の予定
				<ul style="list-style-type: none"> ・水田・畑作経営所得安定対策に係る交付金支払いについて、収入減少補てん金の交付を5月から、麦・大豆等直接支払のうち固定払の交付を7月から開始。 ・米から麦、大豆、飼料作物等への転換、非主食用米の低コスト生産技術の確立等の取組を行う農業者等に対して、引き続き支援を実施。 ・コスト削減(生産性限界打破事業)について、5月中旬を目途に対象地区の採択。 	<p>【実施目標の達成に向けた今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工・業務用需要に対応した野菜産地の育成強化(加工・業務用対応型園芸作物生産流通拡大事業)について、事業主体が、加工・業務用野菜の栽培実証試験(第二次)の実施地区を決定(7月予定)。また、昨年度実施したたまねぎ(愛知県、佐賀県)の試験成果についての現地検討会を開催(7月予定)。 ・強い農業づくり交付金(産地競争力強化)について、地方農政局等と都道府県の間で成果目標の妥当性についての協議が終了し、交付申請のあったところから、随時、交付決定予定。 ・水田・畑作経営所得安定対策に係る交付金について、麦・大豆等直接支払交付金のうち固定払の交付を7月から開始。 ・米から麦、大豆、飼料作物等への転換、非主食用米の低コスト生産技術の確立等の取組を行う農業者等に対して、引き続き支援を実施。 ・コスト削減(生産性限界打破事業)について、6月以降、交付決定されたところから、順次事業を開始。
42	2. 各産業の体質強化 ◎農林水産業の体質強化 ○競争力強化等に向けた構造改革の促進	効率的な林業生産システムの開発、品質管理の徹底等による高品質材の安定供給体制の確立等を図るとともに、漁業共済機能を活用強化した漁業経営の改革、収益性を重視した新たな操業・販売体制の確立等を促進する。	◆農林水産省 ・林野庁 経営課 ・林野庁 木材産業課 ・水産庁 漁業保険管理官 ・水産庁 沿岸沖合課	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の雇用担い手対策事業について、7月末までに事業説明会を47都道府県で実施。 ・施業集約化・供給情報集積事業について、5月以降、森林施業プランナー研修を開始。 ・がんばれ！地域林業サポート事業について、8月中に助成対象者を決定。 ・森林・林業木材産業づくり交付金について、5月以降、各都道府県において事業の着手及び適切な事業実施。 ・地域材生産・物流効率化支援事業、住宅分野への地域材供給支援事業について、7月末までに、実施主体による支援事業体の決定。 ・随時、漁業経営安定対策事業説明会を実施するとともに、漁業共済の加入推進に努める。 	<p>【5月末時点での実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の雇用担い手対策事業について、5月末までに42都道府県で事業説明会を実施。 ・施業集約化・供給情報集積事業について、5月末までに、基礎研修を全体計画5回のうち3回実施。 ・がんばれ！地域林業サポート事業について、3月31日に補助金割当内示、4月28日に交付決定の実施。 ・森林・林業・木材産業づくり交付金について、4月23日に事業計画の承認、割当内示の実施。5月28日に都道府県担当者会議を開催。 ・地域材生産・物流効率化支援事業、住宅分野への地域材供給支援事業について、4月下旬に、実施主体より補助金交付申請等の国への手続きがなされた。 ・漁業経営安定対策の補助金交付決定を実施。5月末現在で10経営体が事業に加入。 ・計16の地域・グループで漁船漁業構造改革推進集中プロジェクトを設置、うち8件について改革の取組が始まっている。 <p>【実施目標の達成に向けた今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の雇用担い手対策事業について、引き続き事業説明会を実施。 ・施業集約化・供給情報集積事業について、6月に基礎研修を2回実施。7月以降地域研修等を実施予定。 ・がんばれ！地域林業サポート事業について、6月1日から助成申請受付開始。6月から事業主体において、事業説明会を開催(中央1回、地方6ブロック：予定)。 ・森林・林業・木材産業づくり交付金について、7月にかけて、交付決定を実施。 ・地域材生産・物流効率化支援事業、住宅分野への地域材供給支援事業について、実施主体において6月に事業の公募、7月中に事業の審議委員会等を開催予定。 ・現場における事業説明会への参加等漁業経営安定対策事業への更なる加入促進を図る。 ・漁船漁業構造改革推進集中プロジェクトについて、地域プロジェクトの立上げに向けた取組や既に立ち上がった地域プロジェクトにおける改革計画の策定や実証事業を支援。
43	2. 各産業の体質強化 ◎農林水産業の体質強化 ○競争力強化等に向けた構造改革の促進	原油や飼料穀物等の価格高騰に対応した先進的省エネルギー温室加温設備のモデル導入、漁業の省エネ型操業形態への転換等を促進する。	◆農林水産省 ・生産局 園芸課 ・生産局 畜産振興課 ・水産庁 水産経営課	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化及び原油価格高騰に対応する省石油型施設園芸の推進(省石油型施設園芸技術導入推進事業)について、6月末から事業実施。 ・飼料高騰対策については、配合飼料価格安定対策事業について計画的な財源の積立により制度の円滑な運営を実施するとともに、粗飼料増産未利用資源活用促進対策事業及びエコフィード緊急増産対策事業については6月中に事業を 	<p>【5月末時点での実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化及び原油価格高騰に対応する省石油型施設園芸の推進(省石油型施設園芸技術導入推進事業)について、4月11日に開催した審査委員会の意見を踏まえ、4月11日に補助金交付候補団体を決定。現在、事業実施主体の業務方法書の審査及び割当内示の手続き中。 ・飼料高騰対策については、配合飼料価格安定対策事業を円滑に運営するとともに、粗飼料増産未利用資源活用促進対策事業、エコフィード緊急増産対策事業について、平成20年4月1日付けで実施要綱等を施行。 ・「燃油高騰緊急対策基金」の基金事業について、全国説明会、全国5ブロックでの事業説明会を実施。事業実施機関について4月末を期限に第1回公募を実施。5月22日に6地域の活動計画が認定された。これ以外にも多くの県域で具体的な計画の策定が進んでいる。

「成長力強化への早期実施策」(平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定)の実施状況(5月末時点)について

整理番号	項目	「成長力強化への早期実施策」本文	担当省庁/担当局課	早期実施策としての実施目標	実施状況/今後の予定
				開始予定。 ・省エネ型漁業の転換を図るため、本年2月に設置した「燃油高騰緊急対策基金」について、随時事業説明会を実施し、事業の普及啓発に努める。	【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・地球温暖化及び原油価格高騰に対応する省石油型施設園芸の推進(省石油型施設園芸技術導入推進事業)について、6月中旬からの事業実施に向けて、補助金交付決定前の事業着手届の準備を進める予定。 ・飼料高騰対策については、配合飼料価格安定対策事業について、計画的な財源の積立により制度の円滑な運営に努めるとともに、粗飼料増産未利用資源活用促進対策事業及びエコフィード緊急増産対策事業についてはそれぞれ6月中に事業を開始予定。 ・「燃油高騰緊急対策基金」について事業説明会を実施し、本事業の周知徹底に努め、事業の早期実施、効果の早期発現を図るとともに、事業実施に向けた活動計画の審査を実施中。
44	2. 各産業の体質強化 ◎農林水産業の体質強化 ○輸出活力の向上	輸出に係るビジネスモデルを確立し、輸出先のマーケット情報やトラブルへの対処方法等について、意欲ある農林漁業者等に提供する。	◆農林水産省 ・大臣官房 国際部 貿易関税チーム	・7月末までに、輸出ビジネスモデル戦略の策定を行う事業実施機関(シンクタンク等)を選定し、輸出ビジネスモデル戦略策定委員会を立ち上げ。	【5月末時点での実施状況】 ・輸出ビジネスモデル実施者を選定(4月11日)。 ・5月には輸出ビジネスモデル戦略の策定を行う事業実施機関(シンクタンク等)について公募を開始(5月26日)。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・6月には輸出ビジネスモデル戦略の策定を行う事業実施機関(シンクタンク等)を選定。
45	2. 各産業の体質強化 ◎トラック運送業の体質強化	「軽油価格高騰に対処するためのトラック運送業に対する緊急措置」に基づきトラック運送業の適正取引を推進するため、燃料サーチャージ制の導入促進、関係者から構成されるパートナーシップ会議の開催(4月以降)等を行う。	◆国土交通省 ・自動車交通局 貨物課	・5月までに、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」及び「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」について、中央・地方の経済団体、荷主団体等に対して協力要請を実施。 ・6月までに、パートナーシップ会議を本省、地方運輸局等にて開催。	【5月末時点での実施状況】 ・3月14日に策定・公表した「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」及び「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」について、中央・地方の経済団体(中央では(社)日本経団連、日本商工会議所、地方では各ブロック毎の経済団体連合会、各都道府県毎の商工会議所連合会等)、荷主団体((社)日本自動車工業会等)等に対し、協力要請を実施。(中央67箇所、地方87箇所) ・中央において、学識経験者、荷主等関係事業者、行政等をメンバーとする第1回トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議を5月28日に設置・開催。 ・地方運輸局等に設置した相談窓口において事業者からの相談への対応を実施。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・引き続き「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」及び「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」について、当初予定(中央67箇所、地方87箇所)を拡大して、荷主団体等に対し、協力要請を実施予定。 ・中央におけるトラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議の開催を受け、地方運輸局等においてもパートナーシップ会議を順次開催予定。
46	2. 各産業の体質強化 ◎レアメタル等の探鉱・開発の促進	石油天然ガス・金属鉱物資源機構に財投資金100億円を追加出資し、レアメタル等の探鉱・開発を実施する企業に対する出融資・債務保証を抜本的に強化する(5~6月事業開始予定)。	◆経済産業省 ・資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課	・5~6月までにレアメタル等の探鉱・開発を実施する企業に対する出融資・債務保証を開始。	【5月末時点での実施状況】 ・6月の事業開始に向け準備中。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・6月事業開始予定。
47	2. 各産業の体質強化 ◎研究開発力の強化	我が国の研究開発力の強化を図るため、システム改革(優秀な人材の確保、人材交流の促進、研究成果の実用化の促進等)への取組を推進する。	◆内閣府 ・政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当) 付参事官(総括担当) ◆文部科学省 ・科学技術学術政策局 政策課 ◆経済産業省 ・産業技術環境局 産業技術政策課	・我が国の研究開発力を強化するため、研究者の人事交流の促進や優れた人材の確保、重要な研究に対する弾力的かつ機動的な予算の投入など、政府として必要な施策についての検討を実施。	【5月末時点での実施状況】 ・5月30日に、左記事項が盛り込まれた「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律案」(議員立法)が参院を通過。 ・引き続き、施策に関連する調査・情報の整理収集を行うとともに、政府として必要な検討を実施。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・国会審議の状況等を注視しつつ、引き続き、必要な検討を実施。

「成長力強化への早期実施策」(平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定)の実施状況(5月末時点)について

整理番号	項目	「成長力強化への早期実施策」本文	担当省庁/担当局課	早期実施策としての実施目標	実施状況/今後の予定
48	3. 雇用の改善(雇用、人材、仕事と生活の調和等) ◎「新雇用戦略」の策定・「新待機児童ゼロ作戦」の展開	女性・若者・高齢者等の雇用促進に向けて、3か年の数値目標を含んだ「新雇用戦略」を策定し、早急に実行に移す(速やかに策定)。	◆内閣府 ・政策統括官(経済社会システム担当) ◆厚生労働省 ・政策統括官付労働政策担当参事官	・「新雇用戦略」を策定し、実行。 ・本年夏を目途に、今後3年間の集中重点期間における取組の推進のための方策を検討。	【5月末時点での実施状況】 ・平成20年4月23日第9回経済財政諮問会議で「新雇用戦略」に関する厚生労働大臣としての案を提示。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・早期の実施に向けた具体的取組について検討。 ・「新雇用戦略」については、今後「新成長戦略」の一環としてとりまとめ予定。
49	3. 雇用の改善(雇用、人材、仕事と生活の調和等) ◎「新雇用戦略」の策定・「新待機児童ゼロ作戦」の展開	その一環として、「新待機児童ゼロ作戦」の展開により、保育施策を質・量ともに充実・強化する。特に、今後3年間の利用目標を定め、その達成に向け、保育所の受入児童数の拡大、保育ママの拡充、認定こども園の設置促進等を早急に実施する。	◆厚生労働省 ・雇用均等・児童家庭局 保育課	・本年夏を目途に、今後3年間の集中重点期間における取組の推進のための方策を検討。	【5月末時点での実施状況】 ・4月23日の経済財政諮問会議において、今後3年間の保育サービスの利用目標を示したところ。 ・認定こども園の普及促進等のための検討会を厚生労働省・文部科学省で5月に立ち上げた。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・本年夏を目途に、今後3年間の集中重点期間における取組の推進のための方策を検討。 ・認定こども園の運用改善方策について、検討会における議論を経て本年夏頃を目途に取りまとめ予定。
50	3. 雇用の改善(雇用、人材、仕事と生活の調和等) ◎ジョブ・カード制度の整備・充実	4月に制度を施行するとともに、経済界・労働界等が参加した推進協議会を中心に、対象者や仕組み等の拡充を検討する。また、中央・地方のジョブ・カードセンターを設置し、制度の周知や協力企業拡大に向けた働きかけを実施する。	◆内閣府 ・底上げ担当室 〔内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付社会システム担当〕	・ジョブ・カード推進協議会における検討を通じて対象者や仕組み等の拡充を図るとともに、ジョブ・カードセンターによる働きかけを通じて、制度の周知や協力企業の拡充を図る。	【5月末時点での実施状況】 ・4月1日に、中央ジョブ・カードセンター及び各都道府県での地域ジョブ・カードセンターの設置・運営を日本商工会議所に委託。 ・雇用保険法施行規則の改正により、4月1日に有期実習型訓練を創設し、ホームページ等で周知を図っている。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・6月5日開催の第2回ジョブ・カード推進協議会において、ジョブ・カード制度の普及促進に係る「全国推進基本計画」等について検討予定。 ・引き続き、ジョブ・カード推進協議会において対象者や仕組み等の拡充を検討。
51	3. 雇用の改善(雇用、人材、仕事と生活の調和等) ◎適正な雇用関係の構築 ○最低賃金の履行確保と広報	平成19年度に引き上げられた最低賃金の履行確保を図る観点から監督指導を強化するとともに、最低賃金の国民への広報を推進する(4月以降適時実施)。	◆厚生労働省 ・労働基準局 監督課 ・労働基準局 勤労者生活部 勤労者生活課	・最低賃金の履行確保が図られるようにする。 ・7月1日施行の改正最低賃金法について、施行前後である6月から7月にかけて新聞、雑誌、インターネットを用いた周知広報を集中的に実施する。	【5月末時点での実施状況】 ・最低賃金履行確保のための効果的な監督指導を実施する予定。 ・最低賃金法の改正概要について、リーフレット約205万部を事業主に配布した。 ・各労働局・労働基準監督署等における相談者等への最低賃金法の改正概要の説明資料として、約25万部のパンフレットを作成した。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・法違反が認められた場合には、直ちに是正を指導。 ・6月～7月に、改正最低賃金法の概要等について各種メディアを活用した周知広報を集中的に実施する。
52	3. 雇用の改善(雇用、人材、仕事と生活の調和等) ◎適正な雇用関係の構築 ○「緊急違法派遣一掃プラン」の推進と労働者派遣制度の見直し	日雇派遣の適正化等に向けた派遣元や派遣先への重点的な指導監督等を行う内容とする「緊急違法派遣一掃プラン」を実施する(2月から実施。うち日雇派遣指針等は4月1日施行)。	◆厚生労働省 ・職業安定局 需給調整事業課	・4月1日から施行された日雇派遣指針等に基づき、日雇派遣や違反を繰り返す派遣元事業主に対する重点的な指導監督等を行い、日雇派遣等の適正化を促進する。	【5月末時点での実施状況】 ・「緊急違法派遣一掃プラン」について2月28日付で各都道府県労働局長に通知するとともに、周知を実施。また、日雇派遣指針、改正省令を4月1日に施行。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・日雇指針等に基づき重点的な指導監督等を実施する。
53	3. 雇用の改善(雇用、人材、仕事と生活の調和等) ◎適正な雇用関係の構築 ○「緊急違法派遣一掃プラン」の推進と労働者派遣制度の見直し	派遣労働者の雇用の安定の在り方など制度の根幹に関わる問題を早期に検討する(2月に研究会設置。7月目途取りまとめ予定)。	◆厚生労働省 ・職業安定局 需給調整事業課	・7月を目途に派遣労働者の雇用の安定の在り方など制度の根幹に関わる問題についての検討結果を取りまとめ。	【5月末時点での実施状況】 ・4月11日に第4回の研究会を開催し、関係者に対するヒアリングを実施。 ・5月16日に第5回の研究会を開催し、各論についての議論を開始。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・第6回については日程調整中。

「成長力強化への早期実施策」(平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定)の実施状況(5月末時点)について

整理番号	項目	「成長力強化への早期実施策」本文	担当省庁/担当局課	早期実施策としての実施目標	実施状況/今後の予定
54	3. 雇用の改善(雇用、人材、仕事と生活の調和等) ◎適正な雇用関係の構築 ○非正規労働者の待遇の改善	改正パートタイム労働法に基づき、正社員との均衡待遇を確保する(4月施行)。	◆厚生労働省 ・雇用均等・児童家庭局 短時間・在宅労働課	・4月に施行された改正パートタイム労働法の着実な施行を図り、パートタイム労働者と正社員との均衡待遇を確保する。	【5月末時点での実施状況】 ・平成20年4月1日から、改正パートタイム労働法が施行されているところ。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・改正パートタイム労働法の着実な施行を推進していく。
55	3. 雇用の改善(雇用、人材、仕事と生活の調和等) ◎適正な雇用関係の構築 ○非正規労働者の待遇の改善	有期契約労働者の雇用管理改善のためのガイドラインを策定(2月に研究会設置。7月目途取りまとめ予定)し事業主に周知する。	◆厚生労働省 ・職業安定局 雇用開発課	・7月を目途に有期契約労働者の雇用管理改善のためのガイドラインを策定し、事業主に対し周知・啓発を実施。	【5月末時点での実施状況】 ・4月8日に第2回目の研究会を開催し、関係者に対するヒアリングを実施。 ・5月21日に第3回目の研究会を開催し、有期契約労働者に関する課題について整理。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・6月18日に第4回目を開催し、有期契約労働者の雇用管理の改善に関するガイドラインのあり方について議論する予定。
56	3. 雇用の改善(雇用、人材、仕事と生活の調和等) ◎適正な雇用関係の構築 ○非正規労働者の待遇の改善	パートや有期契約の労働者の正社員転換を行う中小企業等に助成金を支給する(有期契約については4月から実施)。	◆厚生労働省 〔パート労働者〕 ・雇用均等・児童家庭局 短時間・在宅労働課 〔有期契約労働者〕 ・職業安定局 雇用開発課	〔パート労働者〕 ・平成19年7月に創設した助成金制度の積極的な活用を図り、パート労働者の正社員転換を促進する。 〔有期契約労働者〕 ・有期契約労働者の正社員転換を行う中小企業に対する助成金制度を4月に創設し、雇用の安定と雇用管理の改善を図る。	【5月末時点での実施状況】 〔パート労働者〕 ・平成19年7月1日よりパート労働者の正社員転換を行う中小企業等に助成金を支給しているところ。 〔有期契約労働者〕 ・有期契約労働者に係る中小企業事業主に対する奨励金制度を4月1日に創設。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 〔パート労働者〕 ・助成金の周知広報を行う。 〔有期契約労働者〕 ・助成金の活用のため周知を行う。
57	3. 雇用の改善(雇用、人材、仕事と生活の調和等) ◎働く希望を持つすべての者への就職支援 ○若年者等の支援	フリーター常用雇用化プランを推進(35万人。4月から実施)するとともに、ニート等の自立支援を強化する(3月末までに地域若者サポートステーション事業委託先の公募・選定。4月から拡充実施)。	◆厚生労働省 〔フリーター常用雇用化〕 ・職業安定局 若年者雇用対策室 〔ニート等の自立支援〕 ・職業能力開発局 キャリア形成支援室	〔フリーター常用雇用化〕 ・フリーター常用雇用化プランについて、目標を35万人として、4月から実施し、フリーターの常用雇用化を図る。 〔ニート等の自立支援〕 ・平成20年度から地域若者サポートステーションの設置箇所数を50箇所から77箇所に拡充し、ニート等の若者の自立支援を強化する。	【5月末時点での実施状況】 〔フリーター常用雇用化〕 ・フリーター常用雇用化プランの推進について、4月1日付で各都道府県労働局に通知し、4月1日から実施。 〔ニート等の自立支援〕 ・地域若者サポートステーションについて、既に平成20年3月27日付で75箇所を選定済。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 〔フリーター常用雇用化〕 ・フリーター常用雇用化プランを推進。 〔ニート等の自立支援〕 ・現在2箇所について追加募集中。
58	3. 雇用の改善(雇用、人材、仕事と生活の調和等) ◎働く希望を持つすべての者への就職支援 ○若年者等の支援	改正雇用対策法に基づき、若者の応募機会拡大に向けた事業主の周知啓発等を行う(4月から実施)。	◆厚生労働省 ・職業安定局 若年者雇用対策室	・改正雇用対策法に基づく、若者の応募機会拡大等に向けた事業主に対する周知啓発等について、4月から実施。	【5月末時点での実施状況】 ・若年者雇用アドバイザーによる若者の応募機会拡大等に向けた事業主に対する周知啓発等について、4月1日から実施。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・実施目標について措置済。
59	3. 雇用の改善(雇用、人材、仕事と生活の調和等) ◎働く希望を持つすべての者への就職支援 ○若年者等の支援	就職氷河期に正社員となる機会を逃した若年者を主な対象として、中途採用の拡大に努めるよう、各経済団体等を通じて企業に要請を行う(4月から実施)。	◆厚生労働省 ・職業安定局 若年者雇用対策室	・若年者の採用の拡大に係る経済団体に対する要請について、5月を目途に実施。	【5月末時点での実施状況】 ・若年者の採用の拡大について、経済団体に対する要請に向けて調整中。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・若年者の採用の拡大に係る経済団体に対する要請について、6月中を目途に実施すべく調整。

「成長力強化への早期実施策」(平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定)の実施状況(5月末時点)について

整理番号	項目	「成長力強化への早期実施策」本文	担当省庁/担当局課	早期実施策としての実施目標	実施状況/今後の予定
60	3. 雇用の改善(雇用、人材、仕事と生活の調和等) ◎働く希望を持つすべての者への就職支援 ○若年者等の支援	ネットカフェ等で寝泊まりする不安定就労者へのNPO等と連携した就労支援を行う(4月から実施)。	◆厚生労働省 ・職業安定局 雇用開発課就労支援室	・自治体等関係団体との連携によって生活・居住・就労に係る相談支援を総合的に行う窓口を5月末までに東京・大阪・愛知に開設。	【5月末時点での実施状況】 ・東京・大阪・愛知における住居喪失不安定就労者に対する相談支援窓口を開設(東京4/25、大阪5/12、愛知5/30)。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・実施目標について措置済。
61	3. 雇用の改善(雇用、人材、仕事と生活の調和等) ◎働く希望を持つすべての者への就職支援 ○子育て女性等の支援	就職を希望する子育て女性等を支援するマザーズハローワーク事業を拡充する(4月から実施)。	◆厚生労働省 ・職業安定局 首席職業指導官室	・7月末までに、新たな事業拠点であるマザーズコーナーを全国50箇所に設置。	【5月末時点での実施状況】 ・マザーズハローワーク及びマザーズサロンが設置されていない地域における新たな事業拠点として、マザーズコーナーを全国31箇所に設置し、新たに事業を開始。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・7月末までに、全国50箇所に順次設置する予定。
62	3. 雇用の改善(雇用、人材、仕事と生活の調和等) ◎働く希望を持つすべての者への就職支援 ○子育て女性等の支援	ハローワークと福祉事務所の連携等による母子家庭の就労・自立支援を充実する(4月から実施)。	◆厚生労働省 ・職業安定局 雇用開発課就労支援室	・母子家庭の就労・自立支援の充実について、4月から実施。	【5月末時点での実施状況】 ・母子家庭の母等の就労支援の強化について、3月31日付で各都道府県労働局に通知するとともに、就職率を引き上げるため就労支援ナビゲーターのを319人配置(平成19年度280人)し体制を強化するとともに、新たに職場体験講習等のプログラムを行うことにより就労支援の更なる充実強化を実施。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・実施目標について措置済。
63	3. 雇用の改善(雇用、人材、仕事と生活の調和等) ◎働く希望を持つすべての者への就職支援 ○高齢者の支援	65歳までの雇用機会の確保を図るとともに、モデル的取組を行う企業に対する助成制度の新設等による「70歳まで働ける企業」の普及促進を図る(4月から実施)。	◆厚生労働省 ・職業安定局 高齢・障害者雇用対策部 高齢者雇用対策課	・モデル的取組を行う企業等に対する助成等を行う「定年引上げ等奨励金」を4月から実施し、「70歳まで働ける企業」の普及促進を図る。	【5月末時点での実施状況】 ・3月31日付で、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を公布し、モデル的取組を行う企業に対する助成制度を創設するとともに、当該助成制度の申請受付を開始しているところ。また、事業主等関係者への周知を図るため、リーフレットの配布等を実施。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・「定年引上げ等奨励金」については、4月から実施しているところであるが、引き続きリーフレットの配布等により、事業主等関係者への周知を図る。
64	3. 雇用の改善(雇用、人材、仕事と生活の調和等) ◎働く希望を持つすべての者への就職支援 ○高齢者の支援	地域の経済団体の協力を得た団塊世代等の再就職支援や自治体とシルバー人材センターの連携による委託など多様な就労機会の提供を行う(4月から実施)。	◆厚生労働省 ・職業安定局 高齢・障害者雇用対策部 高齢者雇用対策課	・団塊世代をはじめとする高齢者の再就職支援を行う地域団塊世代雇用支援事業を4月に創設。 ・「教育、子育て、介護、環境」を重点にシルバー人材センターと自治体が共同して企画提案した事業の支援及び高齢者の知識・経験を活かすためのワークショップの開催、企業等とのマッチングを行うシニア労働力活用事業を4月に創設。	【5月末時点での実施状況】 ・4月1日以降、地域の事業主団体に委託して実施する地域団塊世代雇用支援事業について、受託団体の選定の手続きを行っており、現在、43の労働局において受託団体を決定。 また、シルバー人材センターが地方公共団体と協力して、企画提案した事業について、181件の事業構想の実施を決定。さらに、シルバー人材センターが実施するシニア労働力活用事業について、69箇所において事業開始の手中。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・地域団塊世代雇用支援事業について、残り4労働局についても順次受託団体を決定する予定。 ・シニア労働力活用事業について、順次事業開始予定。
65	3. 雇用の改善(雇用、人材、仕事と生活の調和等) ◎働く希望を持つすべての者への就職支援 ○障害者の支援	ハローワーク、「障害者就業・生活支援センター」、特別支援学校等の機関の連携による「チーム支援」を通じた障害者の就労支援の強化を図る(4月から実施)。	◆厚生労働省 ・職業安定局 障害者雇用対策課	・ハローワーク等の機関の連携による「チーム支援」を通じた障害者の就労支援を4月から強化。	【5月末時点での実施状況】 ・4月1日以降、ハローワークに「就労支援コーディネーター」を順次配置し、「チーム支援」を通じた障害者の就労支援を強化。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・実施目標について措置済。

「成長力強化への早期実施策」（平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定）の実施状況（5月末時点）について

整理番号	項目	「成長力強化への早期実施策」本文	担当省庁／担当局課	早期実施策としての実施目標	実施状況／今後の予定
66	3. 雇用の改善（雇用、人材、仕事と生活の調和等） ◎働く希望を持つすべての者への就職支援 ○障害者の支援	「障害者就業・生活支援センター事業」の拡充・実施体制の充実等を行う（4月から実施）。	◆厚生労働省 ・職業安定局 障害者雇用対策課	・「障害者就業・生活支援センター事業」の実績・規模等に応じた体制の強化（就業支援担当者2～4名まで規模等により配置可とした。）を4月から実施するとともに、本年度中にさらに3センターを設置。	【5月末時点での実施状況】 ・4月1日時点で67センターを新たに設置。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・平成20年度中に3センターを追加設置予定（平成19年度135センターを平成20年度205センターに拡充予定）。
67	3. 雇用の改善（雇用、人材、仕事と生活の調和等） ◎雇用・就業機会の拡大	地方自治体と事業主団体等とが協力して地域の特性を生かした雇用機会の創出を図る取組のうち、効果が高いものを国からの委託事業として実施する（新規応募事業案を4月中に審査。以降適時事業開始）。	◆厚生労働省 ・職業安定局 雇用開発課 地域雇用対策室	採択された新規応募事業について、7月末までに事業開始。	【5月末時点での実施状況】 ・新規応募事業案のうち、審査を経て適当とみられるものについて、事業内容の精査中。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・委託契約を締結するために必要な書類の精査等を速やかに行う。
68	3. 雇用の改善（雇用、人材、仕事と生活の調和等） ◎雇用・就業機会の拡大	基盤となる人材の雇入れや能力開発を行う中小企業に対する助成金制度を拡充する（4月から実施）。	◆厚生労働省 ・職業安定局 雇用開発課 ・職業能力開発局 育成支援課	・基盤となる人材の雇入れや能力開発を行う中小企業に対する助成金制度の拡充を4月から実施。	【5月末時点での実施状況】 ・基盤となる人材の雇入れや能力開発を行う中小企業に対する助成金制度について、助成額の上乗せや助成率の引き上げを4月1日から実施。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・実施目標について措置済。
69	3. 雇用の改善（雇用、人材、仕事と生活の調和等） ◎仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 ○仕事と生活の調和の実現のための企業の取組の促進	改正「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発を行う（3月24日告示、4月1日適用）。	◆厚生労働省 ・労働基準局 勤労者生活部 企画課	厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署から、事業主に対してパンフレットを配布するなど周知・啓発を実施。	【5月末時点での実施状況】 ・中央の業界団体（約200団体）に対して「労働時間等見直しガイドライン」の周知についての要請を実施。 ・平成20年4月22日、全国関係事業等事務担当者会議において、都道府県労働局に対し「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発への取り組みについて指示。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署から、パンフレットを配布するなど事業主に対する周知・啓発を実施する。
70	3. 雇用の改善（雇用、人材、仕事と生活の調和等） ◎仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 ○仕事と生活の調和の実現のための企業の取組の促進	労働時間等の設定改善に取り組む中小企業に対する助成金制度を創設する（4月創設）。	◆厚生労働省 ・労働基準局 勤労者生活部 企画課	7月までに、各都道府県の中小企業団体等を通じる等により、事業主への集中的周知を実施するなど、職場意識助成金制度の周知を図る。	【5月末時点での実施状況】 ・労働時間等の設定改善に取り組む中小企業に支給する「職場意識改善助成金」を4月1日に創設。 ・平成20年4月22日、全国関係事業等事務担当者会議において、都道府県労働局に対し「職場意識改善助成金」の運用について指示。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・7月までに、各都道府県の中小企業団体等を通じる等により、事業主に対して集中的周知を実施し、制度の周知を図る。
71	3. 雇用の改善（雇用、人材、仕事と生活の調和等） ◎仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 ○仕事と生活の調和の実現のための企業の取組の促進	長時間労働の抑制を図るための重点的な事業主指導を実施する（4月から実施）。	◆厚生労働省 ・労働基準局 監督課	長時間労働を抑制することにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図る。	【5月末時点での実施状況】 ・時間外労働協定の適正化に係る窓口指導の実施、長時間の時間外労働が可能な時間外労働協定を届け出た事業場に対する自主的な取組を促進するための点検の実施、長時間労働を行い労働基準関係法令違反の疑いがあるなど問題が認められる事業場に対する重点的な監督指導の実施等について、平成20年3月に都道府県労働局長に対し指示したところ。 ・中小企業労働時間適正化促進助成金の実施により、事業主の自主的な改善を促しているところ。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・重点的な監督指導及び時間外労働協定の適正化の指導については、不適正なものは直ちに是正を指導。

「成長力強化への早期実施策」(平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定)の実施状況(5月末時点)について

整理番号	項目	「成長力強化への早期実施策」本文	担当省庁/担当局課	早期実施策としての実施目標	実施状況/今後の予定
72	3. 雇用の改善(雇用、人材、仕事と生活の調和等) ◎仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現	子育てをしながら継続就業ができる職場環境を整備するため、育児期における短時間勤務制度の導入・定着支援を推進(4月に助成制度を創設)	◆厚生労働省 ・雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課	・育児期における短時間勤務制度の導入・定着を図る事業主に対する助成制度を4月に創設。	【5月末時点での実施状況】 ・平成20年4月より、小学校低学年の子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を導入した事業主に対する助成措置を創設するとともに、短時間勤務にかかる雇用管理のノウハウ習得に向けた事業主の取り組みへの助成など中小企業における短時間勤務制度の導入・利用に対する重点的な支援を行っているところ。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・実施目標について措置済。
73	3. 雇用の改善(雇用、人材、仕事と生活の調和等) ◎仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現 ○仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成	女性の登用促進や、子育てしながら働きやすい環境の整備と併せた、担当大臣等による各界トップ層への働きかけを行う(3月25日から開始)。	◆内閣府 ・男女共同参画局 総務課 ・男女共同参画局 推進課 ・共生社会政策担当 仕事と生活の調和推進室	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」「女性の参画の加速」「少子化対策」を三位一体として、担当大臣等から各界トップ層に対して、その取組を要請し、社会全体が「しっかり働き、豊かに暮らす」ことへの底上げを図る。また担当大臣等による働きかけを行うことで、政策の緊要性・重要性の理解促進を図る。	【5月末時点での実施状況】 ・少子化対策、男女共同参画担当大臣が、業界団体等のトップ等に対し、「仕事と生活の調和の推進」「女性の参画の加速」及び「少子化対策」を三位一体として取り組むよう協力を要請する『「職場を変えよう！」キャラバン』を展開し、これまでに8業界団体等を訪問。また、本年4月8日の男女共同参画推進本部において策定した「女性の参画加速プログラム」に基づき、女性の参画拡大のための戦略的な取組を推進。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・引き続き『「職場を変えよう！」キャラバン』を展開。また、「女性の参画加速プログラム」に基づき、引き続き女性の参画拡大のための戦略的な取組を推進。
74	3. 雇用の改善(雇用、人材、仕事と生活の調和等) ◎仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現 ○仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成	我が国を代表する企業によるモデル事業を展開する(4月中旬目途で参加企業を決定し、事業開始予定)。	◆厚生労働省 ・労働基準局 勤労者生活部 企画課	7月上旬を目途に経営トップによる取組に向けての宣言(「トップ宣言」)を行い、新聞紙上等に掲載して広く国民へのPRを行う。	【5月末時点での実施状況】 ・4月11日付にてモデル企業10社を発表し、事業を開始。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・7月上旬を目途に経営トップによる「トップ宣言」を行い、新聞紙上等に掲載して広く国民へのPRを行う。
75	3. 雇用の改善(雇用、人材、仕事と生活の調和等) ◎仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現 ○仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成	「仕事と生活の調和推進会議」の開催を通じて地域ごとの取組を推進する(6月中旬目途での第1回開催に向け、現在準備中)。	◆厚生労働省 ・労働基準局 勤労者生活部 企画課	6月中を目途に都道府県労働局において第1回「仕事と生活の調和推進会議」を開催し、議論を開始する。	【5月末時点での実施状況】 ・都道府県労働局において、6月中旬目途での第1回開催に向け準備中。 ・平成20年4月22日、労働時間等設定改善関係事業等事務担当者会議において、「仕事と生活の調和推進会議」の運営方法について説明。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・都道府県労働局において、6月中旬目途で第1回開催予定。
76	3. 雇用の改善(雇用、人材、仕事と生活の調和等) ◎地域人材育成の推進	地元産業・誘致産業の具体的な人材ニーズに合わせ、自治体・産業界・人材育成機関の連携による職業訓練を支援する(4月事業開始)。	◆経済産業省 ・経済産業政策局 地域経済産業G 立地環境整備課	・4月から、誘致産業の具体的なニーズを踏まえた人材育成事業の事業開始。さらに、人材育成事業の2次募集(5月以降)も実施し、企業立地を促進する。	【5月末時点での実施状況】 ・企業立地を促進するため、平成20年度事業として、誘致産業や地元産業の具体的なニーズを踏まえた57の地域の人材育成事業を採択し4月から事業開始。 ・5月28日から2次募集を開始。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・2次募集終了後、可能な限り早期に採択し、事業を開始。
77	3. 雇用の改善(雇用、人材、仕事と生活の調和等) ◎年齢にとらわれない公務員採用の柔軟化	「国家公務員中途採用者選考試験(再チャレンジ試験)」は、平成20年度も引き続き実施する。さらに、公務外での実務経験等を有する人材を採用する場合の任用及び給与の特例を活用するとともに、経験者採用システムを利用した採用を拡大する。	◆内閣府 ・再チャレンジ室	・9月7日(日)に中途採用者選考試験(再チャレンジ試験)1次選考を実施。(150名程度を採用予定) ・7月中旬までに経験者採用システムを利用した皇宮警察大卒スペシャリスト採用試験第2次選考を実施。(10名程度を採用予定)	【4/5月末までに人事院において以下を実施】 ・3月11日に中途採用者選考試験(再チャレンジ試験)の実施概要を発表。 ・5月12日から中途採用者選考試験(再チャレンジ試験)の受験案内・申込用紙を配布。 ・4月21日に皇宮警察大卒スペシャリスト採用試験の受付終了。 ・5月25日に皇宮警察大卒スペシャリスト採用試験の第1次選考実施。 【人事院における試験関係の今後の予定】 ・中途採用者選考試験(再チャレンジ試験)：6月2日に官署別採用予定数を公表、6月24日～7月1日申込受付。 ・皇宮警察大卒スペシャリスト採用試験：6月20日に第1次選考通過者発表。

「成長力強化への早期実施策」(平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定)の実施状況(5月末時点)について

整理番号	項目	「成長力強化への早期実施策」本文	担当省庁/担当局課	早期実施策としての実施目標	実施状況/今後の予定
78	3. 雇用の改善(雇用、人材、仕事と生活の調和等) ◎年齢にとわれない公務員採用の柔軟化	地方公務員については、平成20年度も引き続き、国家公務員における動向も参考にしながら、中途採用の拡大について地方公共団体に助言していく。	◆内閣府 ・再チャレンジ室	・夏頃までに開催予定の全国会議等の場において、中途採用の拡大に努められるよう各地方公共団体に助言。	【5月末時点での実施状況】 ・6月6日開催予定の「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」における助言に向けて準備中。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・国家公務員における動向も参考にしながら、8月に開催予定の全国総務部長会議等の場において重ねて助言することを検討。

「成長力強化への早期実施策」(平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定)の実施状況(5月末時点)について

整理番号	項目	「成長力強化への早期実施策」本文	担当省庁/担当局課	早期実施策としての実施目標	実施状況/今後の予定
79	4. 地域活性化 ◎地方の元気再生事業による地域への支援の強化	地域が主体となった地域活性化の取組の立ち上がり段階を対象として、人材育成、社会実験の実施等を中心に支援する(4月に創設し募集要領を公表)。	◆内閣府 ・地域活性化推進担当室 ◆内閣官房 ・地域活性化統合事務局	・7月中下旬を目途に支援対象を選定。	【5月末時点での実施状況】 ・4月1日に募集要領を公表し、5月1日～5月16日の間提案の募集を行い、1,100件超の応募を受け付けた。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・7月中下旬を目途に支援対象を選定。
80	4. 地域活性化 ◎ITの活用による地域活性化	我が国ICT産業の国際競争力を強化する「ユビキタス特区」事業の3月選定完了と4月順次事業開始、光ファイバ網の整備、IT人材の育成等、「ITによる地域活性化等緊急プログラム」を推進する。また、3月より免許申請を開始し年内にもサービスが開始される地域WiMAXの導入により地域の特性に応じた高速の無線ブロードバンドシステムの整備を推進する。	◆総務省 【ユビキタス特区】 ・情報通信政局 情報通信政策課 【地域WiMAX】 ・総合通信基盤局 基幹通信課 ◆内閣官房 ・IT担当室	・7月末までに、「ユビキタス特区」で採択された20事業を開始する。 ・地域WiMAXについては、3月3日から4月7日までの期間に受け付けた地域WiMAXの無線局免許申請について、今夏までに免許又は予備免許を付与する。 ・「ITによる地域活性化等緊急プログラム」による地域活性化等緊急プログラムの推進。	【5月末時点での実施状況】 ・3月17日に「ユビキタス特区」事業の選定を完了。3月31日より、順次事業を開始。 ・地域WiMAXについては、3月3日から4月7日までの公募期間において41者の申請を受け付。当該申請について時間的に前後なく申請されたものとして審査を開始するとともに、引き続き無線局免許申請を受け付。 ・「ITによる地域活性化等緊急プログラム」に基づき、各府省が平成20年度の施策を実施中。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・ユビキタス特区では、予算支援予定案件について、実施主体を決定した。6月より順次事業を開始。 ・地域WiMAXについては、3月3日から4月7日までの期間に受け付けた地域WiMAXの無線局免許申請について、関係する地方公共団体への意見照会を行い、当該意見を踏まえ審査を実施。
81	4. 地域活性化 ◎農商工連携の加速	農林水産品を活用した新事業展開や実用化研究開発の支援事業を早期に実施する。また、「農商工連携88選」(先進事例集)を4月に公表し、その普及啓発を図る。	◆農林水産省 ・総合食料局 食品産業企画課 ・農林水産技術会議事務局 先端産業技術研究課 ・大臣官房 企画評価課 ◆経済産業省 ・経済産業政策局 地域経済産業G 地域経済産業政策課	・支援事業については、早期に公募・採択の手続きを終了し、事業を開始する。(経済産業省) ・食料産業クラスター展開事業について、各事業実施者からの補助金の申請に対し、すみやかに交付決定を行い、4月以降順次事業を実施する。(農林水産省) ・新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業について、20年度採択課題の委託を7月中を目処に実施(研究開始)。(農林水産省) ・7月中に農商工連携全国フォーラムを開催し、農商工連携の成功事例(88選)を紹介するとともに有識者によるパネルディスカッションの実施等により普及啓発を図る。	【5月末時点での実施状況】 ・食料産業クラスター展開事業について、3月31日の選定審査委員会の開催を経て4月9日に事業実施者を決定。各事業実施者からの補助金の申請に対し、すみやかに交付決定を行い、4月以降順次事業を実施。(農林水産省) ・新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業について、3月5日まで課題の募集を行い、現在審査中。(農林水産省) ・4月1日にJETRO「農林水産物等地域産品輸出促進本部」を設置。(経済産業省) ・4月4日に「農商工連携88選」(先進事例集)を公表。(農林水産省、経済産業省) ・地域イノベーション創出研究開発事業(農商工連携)について、4月1日～22日に公募を実施。(経済産業省) ・IT経営実践促進事業(IT経営応援隊)について、4月1日から順次各事業開始。(経済産業省) ・地域産品IT販路開拓支援事業(システム構築等事業)については、5月12日に公募開始。(経済産業省) ・空き店舗を活用した、地域農産品を活用したアンテナショップ等の設置事業(中小商業活力向上事業)は1次募集の結果、3件の農商工関連補助事業を採択し、5月末から2次公募を開始。(経済産業省) ・その他、1事業を除く全ての支援事業について、既に公募や事業を実施。(経済産業省) ・農商工連携関連2法案は、5月16日に成立。5月23日に公布。(農林水産省、経済産業省) ・5月9日に地域資源テストマーケティング・ショップRinのグランドオープンセレモニーにてニッポン・サイコー!キャンペーンのロゴを公表し、ショップにおいても農商工連携に関連した商品を支援を開始。(経済産業省) 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・食料産業クラスター展開事業では、各事業実施者からの補助金の申請に対し、すみやかに交付決定を行い、順次事業を実施する。(農林水産省) ・新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業について、20年度採択課題を速やかに決定し、6月以降順次事業を実施する。(農林水産省) ・地域産品IT販路開拓支援事業(地域サイト運営事業)については、6月上～中旬に公募開始予定。(経済産業省) ・産学人材育成パートナーシップ事業については、6月中を目処に公募開始予定。(経済産業省) ・本省での取組に加え、各ブロック及び都道府県単位でも、フォーラムの開催等により、全国的な取組に拡大していく。(農林水産省、経済産業省) ・6月16日に官邸において総理をはじめとする関係閣僚と関係団体等のトップが一堂に会する、農商工連携サミットを開催予定。

「成長力強化への早期実施策」(平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定)の実施状況(5月末時点)について

整理番号	項目	「成長力強化への早期実施策」本文	担当省庁/担当局課	早期実施策としての実施目標	実施状況/今後の予定
82	4. 地域活性化 ◎地域産業の再生 ○地域の中小企業の事業再生支援	各地域の再生支援協議会及び全国本部における常駐専門家の増員等により体制を強化する(4月から実施)。	◆経済産業省 ・中小企業庁 経営支援部 経営支援課	・各地域の再生支援協議会及び全国本部における常駐専門家の増員等により各協議会の案件処理能力の向上を図る。	【5月末時点での実施状況】 ・再生支援協議会の機能強化の一環として「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領」を策定し、公表。 ・4月1日から、各地域の再生支援協議会及び全国本部において常駐専門家を増員し、業務を開始。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・再生支援協議会の新任常駐専門家等を対象とした研修等の開催。
83	4. 地域活性化 ◎地域産業の再生 ○地域の中小企業の事業再生支援	経営改善・再建を図る地域中小企業を支援するため、特別貸付制度「企業再建資金」の貸付金利を引き下げる(国民生活金融公庫、中小企業金融公庫等)(4月事業開始)。	◆財務省 ・大臣官房 政策金融課 ◆経済産業省 ・中小企業庁 事業環境部 金融課 ◆内閣府 ・沖縄振興局参事官 (調査金融担当)	・経営改善・再建を図る地域中小企業に対する融資を円滑に実施。	【5月末時点での実施状況】 ・4月1日から事業開始済み(国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫)。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・公庫ホームページ、チラシ等を通じて、引き続き、周知を徹底(国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫)。
84	4. 地域活性化 ◎地域産業の再生 ○地域の中小企業の事業再生支援	企業の事業再生への取組に資するよう、銀行グループ等の議決権保有制限の例外措置を拡充する(金融商品取引法等の一部改正)。	◆金融庁 ・総務企画局 企画課 信用制度参事官室	・「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」の早期成立に努める。	【5月末時点での実施状況】 ・「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」について、平成20年5月27日衆議院にて可決。現在、参議院にて審議中。
85	4. 地域活性化 ◎地域産業の再生 ○地域の中小企業の事業再生支援	金融機関による企業の事業再生の取組について、検査・監督で積極的な評価・周知を図る(平成20年度以降、事例集を用いて普及)。	◆金融庁 ・検査局 総務課 ・検査局 審査課 ・監督局 銀行第二課	・事業再生の取組を検査で積極的に評価するとともに、評価事例を盛り込んで「検査指摘事例集」を公表する(7月公表予定) ・5月末までに順次開催される、地域における「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」等において、事例集を用いて取組みの普及を図る。	【5月末時点での実施状況】 ・事業再生の取組を検査で積極的に評価するとともに、「検査指摘事例集」の公表に向けて評価事例を蓄積中。 ・地域密着型金融に関する取組み事例集を平成20年3月31日に公表。 ・平成20年4～5月に全国10箇所で開催された、地域における「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」において、事例集を用いて取組みの普及を図った。 ・平成20年4月16日、17日、5月22日、23日に東京都で開催された、「金融機関との意見交換会」において、事例集を用いて取組みの普及を図った。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・引き続き事業再生の取組を評価するとともに、評価事例を盛り込んで「検査指摘事例集」を7月に公表予定。
86	4. 地域活性化 ◎地域産業の再生 ○企業立地等による地域活力の向上	新規立地等を行う中小企業に対し、国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫等の超低利融資制度による支援を実施する(4月事業開始)。	◆財務省 ・大臣官房 政策金融課 ◆経済産業省 ・中小企業庁 事業環境部 金融課 ◆内閣府 ・沖縄振興局参事官 (調査金融担当)	・新規立地等を行う中小企業に対する融資を円滑に実施。	【5月末時点での実施状況】 ・4月1日から事業開始済み(国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫)。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・公庫ホームページ、チラシ等を通じて、引き続き、周知を徹底(国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫)。
87	4. 地域活性化 ◎地域産業の再生 ○企業立地等による地域活力の向上	公共施設の導入促進等の空き店舗対策や、中心市街地活性化法の活用促進などを通じ、商店街の活性化等を推進する(4月事業開始)。	◆経済産業省 ・中小企業庁 経営支援部 商業課 ・商務情報政策局 商務流通G 中心市街地活性化室	・一次公募に続き、二次公募以降も早期に実施し、空き店舗対策等の全国の商店街活性化に向けた取組を積極的に支援する。	【5月末時点での実施状況】 ・商店街の活性化等に資する事業に対する補助事業の支援先として5月末までに計74件の事業を採択。これらの事業については順次事業開始の予定。現在、二次募集を実施。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・引き続き施策のPRを地方経済産業局等を通し周知を図るとともに、適切な期間を定め公募を行う。

「成長力強化への早期実施策」(平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定)の実施状況(5月末時点)について

整理番号	項目	「成長力強化への早期実施策」本文	担当省庁/担当局課	早期実施策としての実施目標	実施状況/今後の予定
88	4. 地域活性化 ◎地域再生支援利子補給金による企業等への金融面での支援強化	地域再生に資する事業を行う企業等の低利での資金借入が可能となるよう、金融機関に対し利子補給金を支給する制度を平成20年度早期に創設し、地域再生を推進する(関係改正法案の国会通過後、直ちに金融機関に交付要領を公開)。	◆内閣府 ・地域再生事業推進室	・国会での関係改正法案可決後、ただちに内閣府令の整備及び全銀協等への制度説明を実施し、本制度を掲げる地域再生計画の認定申請を募集する。	【5月末時点での実施状況】 ・関係改正法案が平成20年5月14日にて成立、5月21日付で改正法公布施行。併せて改正内閣府令を施行。 ・5月21日に地域再生支援利子補給金交付要領を公開。 ・5月21日以降、構造改革特区や地域再生について説明を行う場(あじさいキャラバン・地域活性化応援隊)を利用して地方公共団体等に対し本制度の説明を実施。 ・5月20日から23日の間、金融機関への本制度の説明として、各金融機関の業界団体(全銀協等)に対し実施。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・本制度を掲げる地域再生計画の認定申請を受付。
89	4. 地域活性化 ◎観光立国の推進 ○ビジット・ジャパン・キャンペーンの強化・拡充	アジア地域でのICカードの共通化・相互利用化等による旅行者の利便性の増進等を4月以降早期に進める。また、韓国・台湾の空港での事前審査を4月から実施する等外国人の出入国手続の迅速化・円滑化を推進する。	◆国土交通省 ・総合政策局 国際観光課 ・総合政策局 情報管理部情報政策課 ◆法務省 ・入国管理局 入国管理企画官室	・ビジット・ジャパン・キャンペーン事業について、年度内から業者選定等の手続を前倒して実施し、年度当初からの事業の執行を目指すとともに、アジア地域でのICカードの共通化・相互利用化に向けた実験を実施。 ・韓国・台湾の空港での事前審査については、4月末までに審査官を現地に派遣し、入国手続の迅速化・円滑化を推進。	【5月末時点での実施状況】 ・ビジット・ジャパン・キャンペーン事業について、年度内から業者選定等の手続を前倒して実施し、年度当初からの事業の執行を実現。(例えば、フランスの有力ガイドブックの著者を招請する事業について、4月より実施) ・韓国・台湾の空港での事前審査については、4月30日より審査官を現地に派遣し、事前審査を実施。 ・アジア地域でのICカードの共通化・相互利用化に向けた実験実施のための国際的なワーキンググループを5月20日に大阪市で開催した。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・アジア地域でのICカードの共通化・相互利用化に向けた実証実験実施のための検討・準備については、6月以降も引き続き実施。 ・韓国・台湾の空港での事前審査については、6月以降も引き続き実施。
90	4. 地域活性化 ◎観光立国の推進 ○地域の魅力を生かした体験型・交流型のニューツーリズムの推進	モニターツアーの実施に関する実証実験について、4月から公募を開始する。	◆国土交通省 ・総合政策局 観光事業課	・モニターツアーの実施に関する実証実験について、4月から公募を開始し、6月以降、採用したモニターツアーを順次実施。(報道発表・ホームページ等により情報提供を行う)	【5月末時点での実施状況】 ・4月7日から5月14日までモニターツアーの公募を実施。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・6月以降、採用したモニターツアーを順次実施。
91	4. 地域活性化 ◎観光立国の推進 ○広域・総合観光集客サービスの競争力強化の支援	観光・集客サービスの競争力向上を図るため、先進地域の取組を分析・抽出した「集客力向上に資する10の秘訣」を活用しつつ、他の地域との差別化を図るための取組を支援する(5月中に支援対象採択予定)。	◆経済産業省 ・商務情報政策局 サービスU サービス産業課	・6月までに地域の特色ある産業などを観光・集客資源として活用する地域ぐるみの事業支援を開始することにより、中小企業の観光・集客サービス化による差別化・高付加価値化を行い、地域経済の活性化に貢献する。	【5月末時点での実施状況】 ・経済産業省のホームページ上にて、平成20年度広域・総合観光集客サービス事業費補助金にかかる公募を実施(公募期間:4月7日(月)~21日(月))。 ・5月27日審査委員会による、採択候補案件の決定。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・6月4日にプレス発表。 ・6月目途に交付決定。
92	4. 地域活性化 ◎地域イノベーションの創出	産学官の連携体制を構築し、地域の大学等の研究機関が有する設備機器や人材等の相互活用や企業への利用開放、産学共同研究等を促進する(4月公募開始)。	◆経済産業省 ・経済産業政策局 地域経済産業G 地域技術課 ・産業技術環境局 大学連携推進課	・NEDOを通じた産学共同研究事業を全国で15件程度採択し、事業を開始。 ・6月中旬までに、地方局を通じた産学共同研究事業を全国で120件程度採択し、事業を開始。 ・6月中旬までに、機器等の相互活用の事業を全国で9件程度採択し、事業を開始。 ・6月下旬までに、地域の大学・TLO等の連携を強化する事業を全国で8件程度採択し、事業を開始。	【5月末時点での実施状況】 ・NEDOを通じた産学共同研究事業については、90件の応募から12件を採択し、4月から事業開始。 ・地方経済局を通じた産学共同研究事業については、4月1日~22日に公募を実施(応募数356件)、現在審査中。 ・機器等の相互活用の事業については、4月23日~5月22日に公募を実施(応募数10件)、現在審査中。 ・地域の大学・TLO等の連携を強化する事業については、5月30日まで公募を実施。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・NEDOを通じた産学共同研究事業については、数件程度の追加公募分を現在審査中。 ・地方経済局を通じた産学共同研究事業については、6月中旬に全国で120件程度を採択予定。 ・機器等の相互活用の事業については、6月中旬に全国で9件程度を採択予定。 ・地域の大学・TLO等の連携を強化する事業については、6月下旬に全国で8件程度を採択予定。

「成長力強化への早期実施策」(平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定)の実施状況(5月末時点)について

整理番号	項目	「成長力強化への早期実施策」本文	担当省庁/担当局課	早期実施策としての実施目標	実施状況/今後の予定
93	4. 地域活性化 ◎都市と農山漁村の共生・対流に係る支援の強化	全国の小学生が農山漁村で長期宿泊体験を行うためのモデル事業を実施(モデル地域は4月に公募)するとともに、グリーン・ツーリズムに係る交付金の対象施設の拡充、エコツーリズムに係る支援の対象の拡大(法定協議会の追加)等を4月に実施する。	◆農林水産省 ・農村振興局 農村政策課 ◆環境省 ・自然環境局総務課 自然ふれあい推進室	・子ども農山漁村交流プロジェクトについて、モデル地域を約50地域設置し、7月末までに小学校約80校(4,500人)の受入活動を実施。 ・グリーン・ツーリズムに係る交付金については7月末までに、11地区、24施設について速やかに支援を実施。 ・6月末までに、エコツーリズム推進基本方針を決定・公表するとともにエコツーリズム推進法の周知を図る。 ・エコツーリズム推進法に基づく協議会を立ち上げる見込みのある地域(数地域)について、7月末より調整の整った地域から支援を順次開始していく。 ・7月末までにエコインストラクター人材育成事業の参加者の募集を開始する。	【5月末時点での実施状況】 ・子ども農山漁村交流プロジェクトについて、4月25日にモデル地域として50地域を決定・公表し、5月末までにモデル地域において35校(2,700人)の受け入れを完了。また、当該制度の円滑な推進と更なる拡大を図るため、4月25日に第1回全国推進協議会を開催し同日よりモデル地域とモデル校のマッチングシステムの運用を開始し、5月19日に「発足記念シンポジウム」を開催。 ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金のうちグリーン・ツーリズムに係る交付金について平成20年度に事業メニューを拡充し、11地区23施設で予算内示を行い速やかな実施に向けて交付手続き中。 ・エコツーリズム推進基本方針(案)について、3月25日～4月23日にパブリックコメントを実施。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・グリーン・ツーリズムに係る交付金について、11地区、23施設で速やかに支援を実施。 ・6月末までにエコツーリズム推進基本方針を決定及び公表し、エコツーリズム推進法の適切な施行体制を整える。 ・エコツーリズム推進法に基づく協議会を立ち上げる見込みのある地域(数地域)の支援を開始する。 ・エコインストラクター人材育成事業を開始する。
94	4. 地域活性化 ◎地域資源を活用した農山漁村の活性化に係る支援の強化	地域の貴重な知的財産を活用した農林水産物等の地域ブランド化、有機農業の振興の核となるモデルタウンの育成等に向けた支援を4月から実施する。	◆農林水産省 ・生産局 知的財産課 設立準備チーム ・生産局 農産振興課	【地域ブランド化に関する情報提供の取組への支援】 ・7月末頃までに、情報提供に向けた体制を構築。 【地域ブランド化の事業実施主体への直接支援】 ・7月末頃までに、地域ブランドに取り組む事業実施主体を全国15団体程度採択。 【有機農業総合支援対策】 ・モデルタウンの育成等に向けた支援の候補となる団体を選定し、地域における有機農業の推進活動に対しては7月末までに支援を開始。	【5月末時点での実施状況】 【地域ブランド化に関する情報提供の取組への支援(※1)】 ・地域ブランド化に取り組む地域に対し有益な情報の提供等を行う団体を選定し、情報提供に向けた体制等の検討を開始。 【有機農業総合支援対策】 ・モデルタウンの育成等に向けた支援について、41団体から実施計画の提出済み。うち、29団体について、計画を承認し、交付決定の処理を実施中。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 【地域ブランド化に関する情報提供の取組への支援】 ・7月末頃までに、情報提供に向けた体制を構築。 【地域ブランド化の事業実施主体への直接支援(※2)】 ・支援の候補となった農協等の生産者団体に対し、実施計画の承認に必要な指導・助言を実施し、7月末頃までに順次、全国15団体程度採択。 【有機農業総合支援対策】 ・支援の候補となった団体に対し実施計画の承認に必要な指導・助言を行うとともに、実施計画を提出した団体から順次、実施計画の承認、補助金の交付決定の処理を実施。 ※1 ホームページ等を通じた情報発信を支援 ※2 地域ブランド化の取組にアドバイスを行うプロデューサーの招へい等を支援
95	4. 地域活性化 ◎地域資源を活用した農山漁村の活性化に係る支援の強化	地域を先導する人材の育成、優れた自然や伝統文化等の地域資源を活用した農山漁村づくり、鳥獣被害の防止に関する支援制度を創設し、4月から事業を実施する。	◆農林水産省 ・農村振興局 農村政策課 ・生産局 農産振興課 ・林野庁 計画課	・農山漁村地域力発掘支援モデル事業については、持続可能で活力ある農山漁村を実現するモデル的な取組を直接支援するため、7月末までに概ね300地区で事業実施。 ・山村再生総合対策事業について、第1回目の山村再生プランの募集を5月上旬から開始、6月に書面審査等により選考(必要に応じて、2回目以降の募集を実施)。採択されたプランについて、円滑な支援を開始。 ・鳥獣害防止総合対策事業について、5月中旬に事業採択。	【5月末時点での実施状況】 ・農山漁村地域力発掘支援モデル事業について、事業実施地区に対し事業計画の審査・指導助言、アドバイザーの派遣を担う民間団体を4月22日に選定。 ・山村再生総合対策事業について、4月21日に山村再生プロジェクト企画委員会を開催。5月8日よりプランの募集を開始。第1回目のプラン募集を5月30日に締切。山村再生セミナー、事業説明会・相談会を東京・広島・福岡で開催。 ・鳥獣害防止総合対策事業について、5月22日に第1回の地区選定、6月20日まで事業の2次公募を実施。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・農山漁村地域力発掘支援モデル事業について、6月11日(予定)に第三者委員会を開催し、公募要領及び採択基準等を決定後、地区募集を開始、7月上旬に地区選定の予定。8月下旬に採択された全国の地域協議会代表者、アドバイザー等を参集しキックオフイベントを開催予定。 ・山村再生総合対策事業について、6月上旬に地域活性化セミナー等を仙台、京都で開催。また、第1回目のプラン募集について、6月に地区選定予定。 ・鳥獣害防止総合対策事業について、7月中旬に地区選定予定。(2次募集分)

「成長力強化への早期実施策」(平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定)の実施状況(5月末時点)について

整理番号	項目	「成長力強化への早期実施策」本文	担当省庁/担当局課	早期実施策としての実施目標	実施状況/今後の予定
96	4. 地域活性化 ◎地域公共交通の活性化に係る支援の強化	地域公共交通活性化・再生総合事業を4月に創設し、鉄道・コミュニティバス・乗合タクシー・旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会をパッケージで一括支援する。	◆国土交通省 ・総合政策局 交通計画課	・「地域公共交通活性化・再生総合事業」の着実な実施を図るため、本年7月末までに、「地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画」及び「地域公共交通活性化・再生総合事業計画」の新たな認定を行う。	【5月末時点での実施状況】 ・「地域公共交通活性化・再生総合事業」を活用するために必要な、「地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画」及び「地域公共交通活性化・再生総合事業計画」の第一次公募の結果、本年4月15日までに171件の計画に対して認定を行ったところ。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・6月に第二次公募を行い、本年7月末までに、新たな認定を行う予定。
97	4. 地域活性化 ◎地理空間情報の高度な活用による地域の活性化の早期実施	位置決め等の基準となる電子地図を整備し、4月より無償で順次提供することにより、観光案内の情報発信等を容易にし、地域の活力や生産性の向上を図る。	◆国土交通省 ・国土地理院 総務部 政策調整室	・6月末までに、縮尺2万5千分の1相当の電子地図(全国)及び縮尺2千5百分の1相当の電子地図(全国21府県の一部地域)について、提供を実施。	【5月末時点での実施状況】 ・4月1日より整備の完了した地域(栃木県、埼玉県、神奈川県の一部)の電子地図(基盤地図情報)のインターネットによる無償提供を開始した(ホームページからダウンロード可能)。また、4月8日より「電子国土Webシステム」において、地方公共団体等が観光案内などの情報を、電子地図(基盤地図情報)の上で載せて発信できるようにシステムの改良を行った。6月のデータ提供にむけ、提供データの点検を実施。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・6月末までに、縮尺2万5千分の1相当の電子地図(全国)及び縮尺2千5百分の1相当の電子地図(全国21府県の一部地域)について、提供を実施。
98	4. 地域活性化 ◎地方団体の支援等 ○「頑張る地方応援プログラム」	「頑張る地方応援プログラム」を平成20年4月より制度拡充し、人材を紹介・派遣するなど、地域を支える人材の育成・活性化の支援を行う。	◆総務省 ・大臣官房 企画課 頑張る地方応援室	・今夏までに、総務省職員10人を希望のあった10市町村に派遣。 ・5月末を目途に、先進市町村で活躍している職員や民間専門家のデータベースを作成し、これらの人材を派遣する市町村を決定。	【5月末時点での実施状況】 ・総務省職員6人の派遣を実施。 ・先進市町村で活躍している職員や民間専門家のデータベースを作成中。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・今夏までに総務省職員4人を派遣予定。 ・先進市町村で活躍している職員や民間専門家を派遣する市町村等につき6月に決定予定。
99	4. 地域活性化 ◎地方団体の支援等 ○地方自治体に対する「地方再生対策費」	地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方財政計画の歳出に「地方再生対策費」4000億円を創設し、普通交付税の算定を通じて、市町村、特に財政の厳しい地域に重点的に配分し、地域活性化施策を推進する。	◆総務省 ・自治財政局 交付税課	地方再生対策費を含めた総額を基礎として、平成20年度分の普通交付税を算定し、交付する。	【5月末時点での実施状況】 ・各地方公共団体の地方再生対策費の需要額を試算し、1月22日に公表。 ・地方交付税法等の一部を改正する法律等の関係法令を4月30日に公布。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・地方再生対策費の具体的な算定方法について、できるだけ早期に地方団体に提示する予定。
100	4. 地域活性化 ◎地方団体の支援等 ○国立大学法人等に対する寄附に関する制度の改善	地方公共団体による国立大学法人等に対する寄附に関し、地域の産業振興等に資する人材育成や産学連携等のための土地・施設等の無償貸与や譲渡等を可能にするなどの改善を図る。	◆総務省 ・自治財政局 財務調査課	国立大学法人等に対する寄附に関する制度について、円滑な運用を図る。	【5月末時点での実施状況】 ・関係政令の一部改正令を平成20年3月19日に公布・施行し、左記の事項について改善しているところ。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・改正した関係政令等に基づき、制度の円滑な運用を図る。
101	4. 地域活性化 ◎地方団体の支援等 ○寄附金税制の拡充	条例により控除対象寄附金を指定する仕組みの導入、地方公共団体に対する寄附金税制の見直し等個人住民税における寄附金税制の拡充を行う。	◆総務省 ・自治税務局 市町村税課	拡充された寄附金税制について周知を図る。	【5月末時点での実施状況】 ・地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布。 ・地方団体に対し、寄附金税額控除に係る事務の取扱いについて通知。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・拡充された寄附金税制について周知を図る。

「成長力強化への早期実施策」(平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定)の実施状況(5月末時点)について

整理番号	項目	「成長力強化への早期実施策」本文	担当省庁/担当局課	早期実施策としての実施目標	実施状況/今後の予定
102	5. 安全・安心の確保及び低炭素社会への転換 (安全・安心の確保) ◎地域の安全・安心の確保 (公立学校耐震化事業の早期実施)	平成19年度補正予算及び平成20年度当初予算の活用による公立学校耐震化事業を地方公共団体が早期に実施できるようにするため、国庫補助の交付手続きを早めて迅速に進める(平成20年度予算の耐震補強事業については、5月頃に内定、6月頃に交付決定の予定)。	◆文部科学省 ・大臣官房 文教施設企画部 施設助成課	平成20年度予算の耐震補強に係る国庫補助の交付手続きについて、5月頃に内定、6月頃に交付決定を行う。	【5月末時点での実施状況】 ・各都道府県教育委員会教育長に対し4月4日付けで通知を發出し、平成20年度予算の耐震補強に係る国庫補助の交付手続きを早めることを周知し、各地方公共団体に事業の早期実施を要請。 ・平成20年度予算の耐震補強に係る国庫補助の交付手続きについて、5月30日に早めて内定を実施。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・平成20年度予算の耐震補強に係る国庫補助の交付手続きについて、6月頃に内定に基づく交付決定を行う予定。
103	5. 安全・安心の確保及び低炭素社会への転換 (安全・安心の確保) ◎食の信頼性向上への取組強化	平成20年3月に「「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き～5つの基本原則～」を策定し、食品業界のコンプライアンスの徹底に向けた自主的な取組を促進する。	◆農林水産省 ・総合食料局 食品産業振興課	・4月中に、自主行動計画の策定や計画に基づく取組を促進するため、相談窓口を設置。 ・6月から、食品事業者団体・食品企業を対象としたコンプライアンス確立のための実践的なセミナーを全国各地で開催。	【5月末時点での実施状況】 ・3月25日に「「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き～5つの基本原則～」を公表し、食品事業者団体に周知。 ・4月25日に相談窓口を設置。 ・食品事業者団体主催セミナーに講師を派遣。(随時) 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・6月からセミナーを全国各地で開催予定。
104	5. 安全・安心の確保及び低炭素社会への転換 (安全・安心の確保) ◎食の信頼性向上への取組強化	原材料高騰の影響を受ける中小食品加工業者に対し、農林漁業金融公庫による融資(受付中)により、品質管理・生産性向上に資する設備投資や原材料の国産農産物への転換等を支援する。	◆農林水産省 ・総合食料局 食品産業企画課	・中小食品加工業者における当該資金の活用促進に向け、全国32店舗にて融資の申込みを受け付けるとともに、融資に関する相談受付を実施する。	【5月末時点での実施状況】 ・中小食品加工業者における当該資金の活用促進に向け、農林漁業金融公庫において4月にPR資料を作成し、全国32店舗にて融資の申込みを受付中。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・引き続き、全国32店舗にて融資の申込みを受け付けるとともに、融資に関する相談受付を実施する。
105	5. 安全・安心の確保及び低炭素社会への転換 (安全・安心の確保) ◎食の信頼性向上への取組強化	農産物の生産現場において生産工程全体を管理するGAP手法(農業生産工程管理手法)の導入を促進するとともに、食品製造業におけるHACCP手法(危害分析重要管理点方式)について特に中小事業者を中心に導入を推進する(4月事業開始)。	◆農林水産省 ・生産局 生産技術課 ・総合食料局 食品産業企画課	・先進的生産工程管理体制構築事業について、5月に事業実施者を決定。 ・食品産業HACCP等普及促進事業について、各事業実施事業者からの補助金の申請に対し、すみやかに交付決定を行い、5月から順次事業を実施する。	【5月末時点での実施状況】 ・GAP手法の導入を促進するための先進的生産工程管理体制構築事業について、5月から順次事業実施者を決定。 ・食品産業HACCP等普及促進事業について、4月18日の選定審査委員会の開催を経て4月25日に事業実施者を決定。各事業実施者からの補助金の申請に対し、すみやかに交付決定を行い、5月から順次事業を実施。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・GAP手法の推進(先進的生産工程管理体制構築事業)について、6月から順次事業を実施する。 ・食品産業HACCP等普及促進事業について、各事業実施者からの補助金の申請に対し、すみやかに交付決定を行い、順次事業を実施する。
106	5. 安全・安心の確保及び低炭素社会への転換 (安全・安心の確保) ◎食の信頼性向上への取組強化	輸入食品のモニタリング検査の充実、加工食品についての残留農薬の検査対象の拡大、輸入業者向けのガイドライン(5月中を目途に策定)による輸出段階での自主管理の指導を通じ、輸入食品の監視体制の強化を行う。	◆厚生労働省 ・医薬食品局 食品安全部 輸入食品安全対策室	・加工食品の残留農薬検査の対象を拡大(技術的観点から可能となったものを順次実施) ・輸入業者向けのガイドラインを5月中を目途に策定	【5月末時点での実施状況】 ・今年度計画において、残留農薬等の検査項目の拡充等を行ったほか、モニタリング検査予定件数を年間約8万件に拡大。 ・加工食品について2月22日から残留農薬検査を開始し、5月30日現在、665検体について検査実施(違反0件)。 ・ガイドライン案についてパブリックコメント手続を実施(3月31日～4月30日)。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・6月初旬を目途にガイドラインを策定 ・加工食品の残留農薬検査の対象を拡大(技術的観点から可能となったものを順次実施)

「成長力強化への早期実施策」(平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定)の実施状況(5月末時点)について

整理番号	項目	「成長力強化への早期実施策」本文	担当省庁/担当局課	早期実施策としての実施目標	実施状況/今後の予定
107	5. 安全・安心の確保及び低炭素社会への転換 (低炭素社会への転換) ◎環境モデル都市など低炭素型のまちづくりの推進	温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市を全国で10か所選定する「環境モデル都市」について、4月より提案募集を開始する。	◆内閣官房 ・地域活性化統合事務局	・7月を目途に10都市選定。	【5月末時点での実施状況】 ・4月11日に募集要領を公表し、4月11日～5月21日の間提案の募集を行い、82件の応募を受け付けた。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・7月を目途に10都市選定。
108	5. 安全・安心の確保及び低炭素社会への転換 (低炭素社会への転換) ◎環境モデル都市など低炭素型のまちづくりの推進	地域冷暖房や緑化など、都市を面的にとらえた包括的な環境負荷削減対策の導入に対する計画策定支援やモデル事業、実証実験等を推進する(4月より順次実施)。	◆国土交通省 ・都市・地域整備局 市街地整備課 ◆環境省 ・水・大気環境局 ・大気生活環境室 ・総合環境政策局 環境計画課 ◆経済産業省 ・資源エネルギー庁 電力ガス事業部 政策課 ・資源エネルギー庁 電力ガス事業部 ガス市場整備課	・「先導的都市環境形成促進事業」については、7月末までに、全国15箇所を対象に着手。(国土交通省) ・クールシティ中枢街区パイロット事業については、3月申請事業の交付決定手続を7月末までに行い、事業を開始する。(環境省) ・6月までに「平成20年度低炭素地域づくり面的対策推進事業」のモデル地域を20箇所程度採択する。(環境省) ・エネルギー面的利用の推進のため、関係者各位を対象とし、洞爺湖サミット開催前後に展示会出展等を行い、環境整備の推進を図る。(経済産業省) ・天然ガス利用のエネルギー面的利用の導入モデル事業に対し、補助金の交付を行い、その普及促進を図る。(経済産業省)	【5月末時点での実施状況】 ・「先導的都市環境形成促進事業」について、5月20日までに要望をとりまとめ、詳細手続きを行っている。(国土交通省) ・クールシティ中枢街区パイロット事業については、3月7日までに募集を終え、詳細手続きを行っている。(環境省) ・「平成20年度低炭素地域づくり面的対策推進事業」について、平成20年4月1日よりモデル地域の公募を実施。(環境省) ・3月末、「地域最適IoT-需給システム」の導入による省エネ促進情報提供事業」の入札を実施。(経済産業省) ・4/14より「天然ガス型エネルギー面的利用導入モデル事業費補助金」について、4/21～5/16の間で公募説明会を実施し、5月末の公募締切の結果、5件の応募。(経済産業省) ・エネルギー面的利用による省エネルギー促進情報提供事業として5/23～5/26「環境フェア in KOBE(神戸)」出展(経済産業省) 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・随時、地方公共団体へ支援の予定。(国土交通省) ・6月までに「平成20年度低炭素地域づくり面的対策推進事業」のモデル地域を採択。(環境省) ・クールシティ中枢街区パイロット事業については、交付決定手続を行い、事業を開始する。(環境省) ・「天然ガス型エネルギー面的利用導入モデル事業費補助金」について、4/21～5/16の間で公募説明会を実施し、5月末に公募締切。6月中旬の評価委員会において、モデル事業としてより効果の高い事業を採択案件として選定し、6月下旬に交付決定の予定。助成規模は5億円(20年度予算)。(経済産業省) ・エネルギー面的利用による省エネルギー促進情報提供事業として、6/19～6/21「環境総合展2008(札幌)」、7/17～7/18自治体研修会に出席、7/30～8/1「新エネルギー世界展示会(東京)」に出展。(経済産業省) ・8/1 有識者によるシンポジウムの開催(東京)。(経済産業省)
109	5. 安全・安心の確保及び低炭素社会への転換 ◎「200年住宅」等の推進	「200年住宅」の推進に向け、「住宅長寿命化推進協議会」を設立するほか、4月に支援制度を創設し、先導的な技術の導入等のモデル事業を実施するとともに、事業者への講習による技術力向上等を図る。	◆国土交通省 ・住宅局 住宅政策課 ・住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 ・住宅局 住宅生産課	・7月中に「住宅長寿命化推進協議会」主催のシンポジウムが開催されるよう支援。 ・7月中を目途に「超長期住宅先導的モデル事業」の第1回公募の採択結果を公表し、民間事業者等がモデル事業に着手できるよう措置。	【5月末時点での実施状況】 ・4月15日に、住宅の建設、維持・管理、流通等に関連する事業者団体等により構成される「住宅長寿命化推進協議会」の設立総会が開催。 ・4月11日から5月12日まで、「超長期住宅先導的モデル事業」の第1回公募を実施。(応募総数：603件) 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・住宅の長寿命化を推進するため、「住宅長寿命化推進協議会」等が実施する住宅の長寿命化に向けた普及啓発活動を継続的に支援。 ・7月中を目途に公表される「超長期住宅先導的モデル事業」の第1回公募の結果を受け、民間事業者等がモデル事業に着手。

「成長力強化への早期実施策」(平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定)の実施状況(5月末時点)について

整理番号	項目	「成長力強化への早期実施策」本文	担当省庁/担当局課	早期実施策としての実施目標	実施状況/今後の予定
110	5. 安全・安心の確保及び低炭素社会への転換 ◎「200年住宅」等の推進	自然エネルギーの高効率利用等の先進的技術を導入するモデル事業への支援(4月に事業創設)や住宅の省エネ改修促進税制の創設を通じ、住宅・建築物における省CO2対策を推進する。	◆国土交通省 ・住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 ・住宅局 住宅生産課 ◆環境省 ・地球環境局 地球温暖化対策課	・6月中を目途に「住宅・建築物省CO2推進モデル事業」の第1回公募の採択結果を公表し、民間事業者等がモデル事業に着手できるよう措置。 ・7月末までに、地方公共団体からの提案を審査して採択を行い、住宅における省CO2対策を推進する。	【5月末時点での実施状況】 ・4月11日から5月12日まで、「住宅・建築物省CO2推進モデル事業」の第1回公募を実施。(応募総数:120件)(国土交通省) ・住宅への再生可能エネルギー利用設備の導入を支援する地方公共団体の先進的な取組を対象とする再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業の公募を4月11日から30日まで実施し、3件を採択した。(環境省) ・平成20年度税制改正において、住宅・建築物における省CO2対策を推進すべく、住宅の省エネ改修促進税制を創設するとともに、エネルギー需給構造改革投資促進税制において高効率ビルシステムを対象に追加した。(国土交通省・環境省) 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・6月中を目途に公表される「住宅・建築物省CO2推進モデル事業」の第1回公募の結果を受け、民間事業者等がモデル事業に着手。(国土交通省) ・住宅における省CO2対策を推進するため、住宅への太陽光発電等の自然エネルギー利用設備の導入を支援する、地方公共団体の先進的な取組に対して支援を行う。(環境省)
111	5. 安全・安心の確保及び低炭素社会への転換 ◎「環境エネルギー技術革新計画」の策定・推進	温室効果ガスの排出を究極的にゼロとするような革新的な技術開発を行うため、「環境エネルギー技術革新計画」を5月を目途に策定し、推進する。	◆内閣府 ・政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)付参事官(環境・エネルギー担当)	・5月に最終とりまとめを行う。	【5月末時点での実施状況】 ・総合科学技術会議・基本政策推進専門調査会の下に8人の専門家を招聘してWGを設置し、6回の会合を経て最終とりまとめを行った。最終とりまとめについては、5月15日開催の基本政策推進専門調査会に報告し、5月19日開催の総合科学技術会議本会議において「環境エネルギー技術革新計画」として決定。本計画に対する協力を求めるべく関係関係に対し意見具申を行なった。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・実施目標について措置済み
112	5. 安全・安心の確保及び低炭素社会への転換 ◎バイオマス等再生可能エネルギー、原子力への取組強化	北海道洞爺湖サミットに向け、バイオマスタウンサミットの開催、「バイオマスタウンツアー」を6月より実施する等の国民運動を展開する。	◆農林水産省 ・大臣官房 環境バイオマス政策課	・バイオマスタウン構想公表市町村による「バイオマスタウンサミット」を7月初旬に実施。 ・北海道西胆振管内のバイオマス利活用施設等をめぐる「バイオマスタウンツアー」を6月末に実施。	【5月末時点での実施状況】 ・環境バイオマス総合推進事業のうち全国規模での環境バイオマスに関する意識改革(全国普及・啓発事業)について、5月16日に交付決定。 ・5月中にバイオマスタウンサミット及びバイオマスタウンツアーの詳細を関係者に告知済み。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・7月2日にバイオマスタウンサミットを開催。
	5. 安全・安心の確保及び低炭素社会への転換 ◎バイオマス等再生可能エネルギー、原子力への取組強化	太陽光、風力、バイオマスなど地域における再生可能エネルギー利活用システムの構築に向けた技術開発・実証、普及支援を4月より順次実施するとともに、バイオ燃料関連税制を創設する。	◆農林水産省 ・大臣官房 環境バイオマス政策課 ◆環境省 ・地球環境局 地球温暖化対策課 ◆経済産業省 ・資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課 ・資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料政策企画室	・木質資源利用ニュービジネス創出事業について、7月末までに民間企業等から提案された課題の実証に着手。(農林水産省) ・森林資源活用型ニュービジネス創出対策事業について、7月中旬までに委託先を決定し事業開始。(農林水産省) ・ソフトセルロース利活用技術確立事業について、食料と競合しない稲わら等のソフトセルロースを原料に、モデル地区において①原料の安価で効率的な収集運搬技術の導入、②酵素等を用いて効率的にバイオエタノールを製造する技術の開発導入等を図るための技術	【5月末時点での実施状況】 ・木質資源利用ニュービジネス創出事業について、5月8日に交付決定。5月26日より課題の公募を開始(農林水産省) ・森林資源活用型ニュービジネス創出対策事業について、5月23日より公募を開始。(農林水産省) ・ソフトセルロース利活用技術確立事業について、4月30日よりモデル地区の公募を開始。(農林水産省) ・「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案」が5月21日に参議院本会議で可決され、成立。5月28日に法律第四十五号として公布。(農林水産省・環境省・経済産業省) ・4～5月にかけて食料と競合しない日本型バイオ燃料生産拡大対策に向けた対話集会を全国9ブロックで実施(北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州、沖縄ブロック)。(農林水産省) ・地域における再生可能エネルギー利活用システムの構築などに向けた地球温暖化対策技術開発事業の公募を2月5日から3月5日まで行い、採択を行った。また、再生可能エネルギー利用設備の普及支援事業を順次実施している。(環境省)

「成長力強化への早期実施策」(平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定)の実施状況(5月末時点)について

整理番号	項目	「成長力強化への早期実施策」本文	担当省庁/担当局課	早期実施策としての実施目標	実施状況/今後の予定
113				<p>実証を実施。(農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続事業とともに平成20年度に新たに採択した課題について技術開発事業を開始している。また、再生可能エネルギー利用設備を導入する地方公共団体に対し、支援を行う事業の公募を行っているところ。(環境省) ・太陽光、風力、バイオマスなど地域における再生可能エネルギー活用システムの構築に向けた技術開発、実証、普及支援のため各事業を着実に執行する。(経済産業省) ・本年3月に取りまとめた「バイオ燃料技術革新計画」取りまとめに基づき、食料と競合しないセルロース系バイオ燃料の技術開発に取り組んでいく。(経済産業省) 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光、風力、バイオマスなど地域における再生可能エネルギー活用システムの構築に向けた技術開発・実証、普及支援のため、4月上旬より公募を開始。(経済産業省) ・本年3月末に「バイオ燃料技術革新計画」取りまとめ。(経済産業省) ・平成20年度税制改正において、バイオマス由来燃料に含まれるエタノールに相当する揮発油税・地方道路税の軽減措置及びバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の軽減措置を創設した。(農林水産省・環境省・経済産業省) また、4月より、バイオETBEに係る関税率が暫定的に無税となっている。(経済産業省) <p>【実施目標の達成に向けた今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木質資源利用ニュービジネス創出事業について、7月中旬までに課題を選定し速やかに事業開始予定。(農林水産省) ・森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業について、7月中旬までに企画を選定し速やかに事業開始予定。(農林水産省) ・ソフトセルロース利活用技術確立事業について、モデル地区の公募を4月30日から6月13日まで実施予定。6月下旬にモデル地区の審査委員会を開催し、モデル地区を決定する予定。8月上旬から事業開始予定。(農林水産省) ・太陽光、風力、バイオマスなど地域における再生可能エネルギー利用システムを構築するために、新たな技術開発・実証事業や、利用設備の普及支援事業を行っていく。(環境省) ・外部有識者からなる審査委員会を開催し、厳正な審査の下、公募の採択先を順次選定。(経済産業省) ・本年3月に取りまとめた「バイオ燃料技術革新計画」取りまとめに基づき、食料と競合しないセルロース系バイオ燃料の技術開発に取り組む。(経済産業省)
114	5. 安全・安心の確保及び低炭素社会への転換 ◎バイオマス等再生可能エネルギー、原子力への取組強化	国際原子力エネルギー・パートナーシップへの参画、我が国原子力産業の国際展開の支援等を通じ、原子力の安全で平和的な利用拡大のための国際的取組・支援を推進する(4月より順次実施)。	<ul style="list-style-type: none"> ◆内閣府 <ul style="list-style-type: none"> ・政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)付参事官(原子力担当) ◆経済産業省 <ul style="list-style-type: none"> ・資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力政策課長 ◆外務省 <ul style="list-style-type: none"> ・軍縮不拡散・科学部 国際原子力協力室長 ◆文部科学省 <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発局 研究開発戦略官 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力の平和利用に不可欠な核不拡散、原子力安全及び核セキュリティを確保するための国際協力を推進。(内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省) ・国際原子力エネルギー・パートナーシップ(GNEP)等の国際的取組に参画し、その活動に貢献。(内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省) ・我が国原子力産業の国際展開を支援する施策を随時実施。(経済産業省) 	<p>【5月末時点での実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月11日、福田首相とフィヨン首相の間で「原子力の平和的利用における協力に関する宣言」を発表。(外務省・文部科学省・経済産業省) ・4月12日、甘利大臣とフィヨン首相が六ヶ所再処理工場を、又フィヨン首相が同六ヶ所村核融合の実現に向けた幅広いアプローチ(BA)サイトを視察し、今後も日仏協力を進めていくことを確認。(文部科学省・経済産業省) ・5月14日、15日 GNEP第2回運営グループ会合に参加。(内閣府・外務省・文部科学省・経済産業省) ・5月15日 中野経済産業副大臣と越前ハオ商工省副大臣が、日越当局間の原子力発電協力の枠組みを定めた協力覚書を作成。(経済産業省) ・5月21日 日米原子力エネルギー共同行動計画の下での第三国支援グループ会合を開催し、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ(3S)の推進等を当面の中心的な活動とすることで一致。(外務省・経済産業省) ・5月23日、日米原子力エネルギー共同行動計画に基づく、第2回原子力エネルギー運営委員会を開催し、原子力産業の国際展開のあり方に関する今後の協力の方向性について議論。(外務省・文部科学省・経済産業省) ・原子力導入国への基盤整備支援(人材育成、制度整備等)を実施中。(内閣府・外務省・経済産業省) <p>【実施目標の達成に向けた今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今秋実施されるGNEP第3回執行委員会会合及び第3回運営グループ会合に参加予定。(内閣府・外務省・文部科学省・経済産業省) ・米国での新規建設を支援するための金融面での支援について、日米で意見交換を継続。(経済産業省) ・国際原子力機関(IAEA)を通じ、専門家グループの派遣等の支援を実施。(文部科学省・経済産業省)

「成長力強化への早期実施策」(平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定)の実施状況(5月末時点)について

整理番号	項目	「成長力強化への早期実施策」本文	担当省庁/担当局課	早期実施策としての実施目標	実施状況/今後の予定
115		6月に全国会議を開催するなど、民間組織・企業・国民と一体となった「美しい森林づくり推進国民運動」を年度前半に集中的に展開することにより、間伐等の森林整備を推進し、森林吸収量の確保を図る。	◆農林水産省 ・林野庁 研究・保全課	<ul style="list-style-type: none"> ・温暖化防止等森林の持つ公益的機能の重要性、森林整備の必要性、木材利用の推進について、都道府県等が実施する各種会議や緑化行事での普及啓発(全国キャラバン)等を実施。 ・成立後の間伐促進法案に基づく都道府県の基本方針の策定(6月)、市町村の特定間伐等促進計画の策定(7月～8月)等について、都道府県、市町村や森林所有者等に対する説明会(全国キャラバン)等を実施。 ・6月に全国推進会議を開催し、構成員や地方推進組織が集まり、美しい森林づくりの推進に向けた意見交換を実施。 	<p>【5月末時点での実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みどりの月間」(4月15日～5月14日)に緑の募金のキャンペーンを重点的に実施。 ・民間企業が行う「美しい森林づくりキャンペーン」を支援。 ・第2回みどりの式典(4月25日)を実施。 ・5月10日～11日に「みどりの感謝祭」を開催。 ・「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」が5月16日公布・施行。 ・間伐等促進法の周知と併せ、一般国民、企業等を対象にした森林・林業に対する理解を深めてもらうためのキャラバン等を実施。 <p>【実施目標の達成に向けた今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月に向け、間伐促進法の周知と併せ、一般国民、企業等を対象に、森林・林業に対する理解を深めてもらうための取組(キャラバン等)を実施。 ・6月に全国推進会議を開催し、美しい森林づくりの更なる推進に向けた意見交換を実施。

「成長力強化への早期実施策」(平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定)の実施状況(5月末時点)について

整理番号	項目	「成長力強化への早期実施策」本文	担当省庁/担当局課	早期実施策としての実施目標	実施状況/今後の予定
116	5. 安全・安心の確保及び低炭素社会への転換 ◎低炭素社会への国民的取組の強化	「エコポイント」や「カーボン・オフセット」等による国民の環境行動の促進やそれを支援するビジネスの推進に取り組むとともに、地域の特色を活かした温暖化対策を支援する(4月より順次実施)。	◆環境省 ・総合環境政策局 環境経済課 ・地球環境局 市場メカニズム室 ◆経済産業省 ・産業技術環境局 環境U 環境調和産業推進室	・「エコポイント」について、7月末までに、以下の取組を実施。(環境省) ○共通の名前とロゴを決定 ○対象商品等の考え方を作成 ○エコポイント関連イベントを随時開催 ○地域型モデル事業を随時立上げ ・7月末までに、カーボン・オフセットを活用した低炭素型ビジネスに関する透明性の確保、ラベリング及び第三者認証スキームの構築を行う。(環境省) ・支援ビジネスの推進について、7月末までに、採択案件を10件程度決定。(経済産業省) ・「ストップ温暖化大作戦-CO2削減『一村一品』プロジェクト」につき、7月末までに各都道府県において順次募集を開始する。(環境省)	【5月末時点での実施状況】 ・エコポイントモデル事業の立ち上げ準備(環境省) ○共通の名前とロゴを決定 ○対象商品等の考え方を作成 ・低炭素社会の実現を目指し、カーボン・オフセットの取組に関する情報収集・提供、普及啓発、相談支援等を実施するため、4月1日にカーボン・オフセットフォーラムを設立し、4月15、16日に、それぞれ東京、京都にてキックオフ・ミーティングを開催した。また、5月30日にカーボン・オフセットに係る透明性の確保、第三者認定及びラベリングに関するワークショップの第一回を開催したところ。(環境省) ・環境負荷低減国民運動支援ビジネス推進事業については、全国から応募のあった51件のうち、31件に対しヒアリング審査を実施し、5月28日に審査委員会を開催。(経済産業省) ・「一村一品」プロジェクトにつき、各都道府県代表で温暖化対策の取組の公募を順次開始。(環境省) 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・順次エコポイントモデル事業の立ち上げ、試行事業の実施(環境省) ・今後、カーボン・オフセットモデル事業を公募し、10件程度の案件を採択する予定。(環境省) ・支援ビジネスの推進について、7月中旬に採択案件を決定する予定。(経済産業省) ・「一村一品」プロジェクトにつき、秋頃に各都道府県代表を決定する地域選考を実施。(環境省)
117	5. 安全・安心の確保及び低炭素社会への転換 ◎低炭素社会への国民的取組の強化	テレビ、新聞等のメディア、アニメ等のコンテンツを活用したキャンペーン、「省エネ家電普及促進フォーラム」の取組などの実施により、省エネ家電の買換え促進など国民一人ひとりのライフスタイルの見直しに取り組む(4月より順次実施)。	◆環境省 ・総合環境政策局 環境経済課 ・地球環境局 国民生活対策室 ◆経済産業省 ・商務情報政策局 文化情報関連産業課 ・資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課	・省エネ家電製品普及キャンペーンとして、省エネ家電普及促進ウィークを夏は6月19日から7月13日、冬は11月22日から12月14日で行い実施し、省エネ家電の普及を行う。(経済産業省・環境省) ・7月末までに、メディア等を活用したクールビズやライトダウンなどのキャンペーンを実施。(環境省) ・7月末まで、地球温暖化防止に関するイベントを実施。(環境省) ・メディア、アニメ等を活用した環境国民運動を6月頃開始する。(経済産業省)	【5月末時点での実施状況】 ・「省エネ家電普及促進フォーラム」については、夏及び冬のキャンペーンに向け、各主体より実施事項を検討。(経済産業省・環境省) ・平成20年度事業について普及啓発活動を随時展開すべく準備中。(環境省) ・メディア、アニメ等を活用した環境国民運動開始のための作業に着手。(経済産業省) 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・夏のキャンペーンに合わせ、北海道で6月19日から21日開催される環境総合展2008において、キックオフイベントを行う予定。(経済産業省・環境省) ・平成20年度事業について普及啓発活動を随時展開すべく準備を進める。(環境省) ・引き続き、メディア、アニメ等を活用した環境国民運動開始のための作業を行う。(経済産業省)
118	5. 安全・安心の確保及び低炭素社会への転換 ◎運輸部門における温暖化対策の推進	バス・トラック事業者を中心とした低公害車の導入支援や、新燃料などの石油代替性に優れた次世代低公害車の開発・実用化を促進する。革新的省エネルギー船舶や次世代環境航空機等の研究開発等を推進する(4月より順次実施)。	◆国土交通省 ・自動車交通局 総務課 企画室 自動車交通局 技術安全部 環境課 海事局 造船課 ◆経済産業省 ・製造産業局 航空機武器宇宙産業課	・低公害車の導入支援については、4月1日から7月末までの間、補助の申請受付を行う。(国土交通省) ・次世代低公害車の開発・実用化については、7月までに各車種の走行試験を開始。(国土交通省) ・船舶(革新的省エネルギー船舶の研究開発等)について、国際的な船舶の実燃費指標の策定に向けて、3月末、国連(国際海事機関)に我が国が研究開発した実燃費指標を提案。(国土交通省) ・次世代環境航空機については、本年春にMRJ(三菱リージョナル・ジェット)の事業化を決定し、本格開発に着手。(経済産業省)	【5月末時点での実施状況】 ・低公害車の導入支援については、本年4月1日から補助の申請受付を開始するとともに、国土交通省ホームページや業界団体ホームページへの掲載により、制度の周知に努めているところ。(国土交通省) ・次世代低公害車の開発・実用化については、昨年度に引き続き試作車両の走行試験等を実施するため、その内容を検討中。(国土交通省) ・船舶(革新的省エネルギー船舶の研究開発等)について、船舶の実燃費指標の国際標準化に向け、国連(国際海事機関)に提案。(国土交通省) ・次世代環境航空機については、3月28日にMRJ(三菱リージョナル・ジェット)の事業化を決定し、その後本格開発に着手した。(経済産業省) 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・低公害車の導入支援については、引き続き、制度の周知を図る。(国土交通省) ・次世代低公害車の開発・実用化については、7月より走行試験を開始予定。(国土交通省) ・今後は、革新的省エネルギー船舶の開発に向けて、国際的な実燃費指標の策定に向けた実船計測等の技術研究開発を推進。(国土交通省)

「成長力強化への早期実施策」(平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定)の実施状況(5月末時点)について

整理番号	項目	「成長力強化への早期実施策」本文	担当省庁/担当局課	早期実施策としての実施目標	実施状況/今後の予定
119	5. 安全・安心の確保及び低炭素社会への転換 ◎市場・金融を活用した低炭素社会の構築	自主参加型国内排出量取引制度への参加促進、金融商品取引所等による排出量取引市場の開設のための制度整備など市場メカニズムの活用を進めるほか、大企業等の技術・資金等により中小企業等の排出削減を進める「国内クレジット」制度の構築に向けて取り組む(4月より順次実施)。	◆環境省 ・地球環境局 市場メカニズム室 ◆金融庁 ・総務企画局 市場課 ◆経済産業省 ・産業技術環境局 環境U 環境経済室 ・商務情報政策局 ・商務流通G 商務課 ・資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課	・7月末までに、自主参加型国内排出量取引制度については、目標設定方法や検証方法などルールの改善、参加者数の拡大、取引の円滑化のための取引システムの改善を行う。(環境省) ・金融商品取引所による排出量取引市場の開設を可能とするための制度整備に関し、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」の早期成立に努める。(金融庁) ・産業構造審議会商品取引所分科会において排出量取引等も踏まえた全般的な議論を進める。(経済産業省) ・卸電力取引所において、京都メカニズムクレジット及び「CO2フリー電気(CO2排出係数ゼロの電気)」の取引を行うこととし、具体的な仕組みについては、今後、詳細制度設計を行う中で検討する。(経済産業省) ・「国内クレジット」制度については、2008年度中の可能な限り速やかな制度の開始を目指し、第三者認証機関の創設、審査基準の策定、審査人材の確保などを進める。(経済産業省)	【5月末時点での実施状況】 ・自主参加型国内排出量取引制度第4期(平成20年度開始分)の公募を2月～4月にかけて実施。コンビニ、スーパーなどフランチャイズチェーンをまとめて一主体として参加可能とする「グループ検証」を採用するとともに、グループ企業・工場が社内排出量取引に活用できるようルールを改善したほか、オフセットプロバイダーなど取引参加者の拡大を図った。(環境省) ・金融商品取引所による排出量取引市場の開設を可能とするための制度整備に関し、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」について、平成20年5月27日衆議院にて可決。現在、参議院にて審議中。(金融庁) ・平成19年12月7日に産業構造審議会商品取引所分科会で取りまとめられた「今後の商品先物市場のあり方について(中間整理)」において、排出量についても上場の可能性及び必要な環境整備のあり方を十分検討すべきであるとされており、この点も含め、商品市場に係る制度の在り方について広く検討するため、平成20年3月27日から同分科会において議論を再開した。(経済産業省) ・3月10日、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において、左記内容を基本答申としてとりまとめ。(経済産業省) ・民間ベースで、4月18日(金)に国内クレジット推進協議会発起人会を開催。(経済産業省) 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・今後も、自主参加型国内排出量取引制度への参加促進のため、参加者の拡大、参加方法の多様化を図っていく。(環境省) ・引き続き、産業構造審議会商品取引所分科会において検討を進める。(経済産業省) ・電気事業分科会制度改革ワーキンググループにおいて、「今後の望ましい電気事業制度の詳細設計について」(案)をワーキンググループとしてとりまとめた。(経済産業省) ・「国内クレジット」制度については、今秋にも制度を開始することを目指し、第三者認証機関の創設、審査基準の策定、審査人材の確保などを進める。(経済産業省)
120	5. 安全・安心の確保及び低炭素社会への転換 ◎市場・金融を活用した低炭素社会の構築	気候変動緩和に係るプロジェクト等につき、国際協力銀行の融資・保証活用のための枠組みを4月に創設し、日本企業の海外事業展開を促進する。	◆財務省 ・国際局 開発政策課	気候変動緩和対策に資する案件(省エネ、新エネ、森林保全等)及びアジア向け案件に係る投資ファンドや個別プロジェクトについて、国際協力銀行(旧輸銀)の融資・保証により日本企業を支援するため、「JBICアジア・環境ファシリティ」を4月1日付けで国際協力銀行に創設し、日本企業の海外事業展開を促進する。	【5月末時点での実施状況】 ・気候変動緩和対策に資する案件(省エネ、新エネ、森林保全等)及びアジア向け案件に係る投資ファンドや個別プロジェクトについて、国際協力銀行(旧輸銀)の融資・保証により日本企業を支援するため、「JBICアジア・環境ファシリティ」を4月1日付けで国際協力銀行に創設した。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・「JBICアジア・環境ファシリティ」を活用し、日本企業の海外事業展開を促進する。
121	5. 安全・安心の確保及び低炭素社会への転換 ◎自転車通行環境の整備	平成20年1月に指定した全国のモデル地区において、歩行者・自転車が安全に通行できる自転車通行環境の模範となる事業を順次実施し、将来的な自転車通行環境の整備を目指す。	◆警察庁 ・交通局 交通規制課 ◆国土交通省 ・道路局 地方道・環境課 道路交通安全対策室	・全国98箇所のモデル地区において、自転車道、自転車専用通行帯等の分離された走行空間をおおむね2年間で整備。	【5月末時点での実施状況】 ・指定したモデル地区において、都道府県警察、道路管理者の連携により、自転車通行環境の整備を実施中。 【実施目標の達成に向けた今後の予定】 ・全国98箇所のモデル地区において、自転車道、自転車専用通行帯等の分離された走行空間をおおむね2年間で整備。

(別紙)

「成長力強化への早期実施策」フォローアップ 施策点検責任者一覧

関係省庁	施策点検責任者		関係省庁	施策点検責任者	
内閣官房	内閣参事官	井内 正敏	財務省	大臣官房 総合政策課長	池田 篤彦
内閣府	大臣官房 企画調整課長	中村 昭裕	国税庁	課税部 法人課税課課長	松崎 也寸志
金融庁	総務企画局 政策課長	鷺見 周久	文部科学省	大臣官房 政策課課長	尾崎 春樹
警察庁	交通局 交通規制課長	牛嶋 正人	厚生労働省	政策統括官付 労働政策担当参事官	生田 正之
公正取引委員会	官房総務課 総務課長	松尾 勝	農林水産省	大臣官房 企画評価課長	坂井 眞樹
総務省	大臣官房 企画課長	阪本 泰男	経済産業省	経済産業政策局 経済産業政策課長	宮川 正
法務省	大臣官房 秘書課長	中川 清明	国土交通省	総合政策局 政策課長	渡邊 一洋
外務省	経済局 政策課長	梨田 和也	環境省	大臣官房 政策評価広報課長	清水 康弘